

FD31
45

元同志社大学
助教授 林 信雄 著

禁複製

同志社紛争史の一齣

——いはゆる同志社事件の全貌——



0052422-000

FD31-45

同志社紛争史の一齣

林信雄・著

宮崎書店

1938

AHN



元同志社大學
助教授 林 信雄著

同志社紛争史の一齣

——いはゆる同志社事件の全貌——

FD31
45

このささやかな闘争記録を謹んで
我等の校祖新島襄先生の御霊前に
捧ぐ



377.21

949955

はしがき

一時これ明治八年、新興日本の文化的使命を負ふて登場した同志社は「基督教主義を以て徳育の基本」となし「獨り技藝才能ある人物を教育するに止まらず、所謂良心を手腕に運用するの人物を出さんことを」立學の精神となし、この立學の精神・新島精神に則つて、過去六十有餘年の間祖國日本の文化的向上のために偉大な貢獻をなしたつたのであるが、昭和十二年春、新たに同志社立學の理想に忠實であり年來の主義主張を一步たりとも枉げることなく、従つて新島精神を抹殺することもなく、寧ろこれを闡明しこれを確立せんがために、同志社教育綱領（昭和十二年二月二十六日制定・三月三日公表）を制定し、「本社ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」との財團綱領第三條をば時代的に補足し發展せしめ、併せて同志社財團寄附行爲第四條に關する世の疑惑を一掃しやうとしたのであつた。しかしながら、この『時代の趨勢に鑑み、同志社の使命の愈々遠大なるを達觀し、過去現在未來を一貫する同志社の根本精神を現代的に表現し、時代的に發展せしめたもの』としてのいはゆる新教育綱領の制定は色々な意味での反響を呼んだ。その一つが昭和十二年春のいはゆる上申書事件としての同志社事件の勃發である。いはゆる上申書事件とは、「法學部

充實のため學識人物ともに大學教授たるに適はしく且つ思想信念ともに同志社教育綱領に合致する人物を招聘し「思想傾向同志社教育綱領に反する」とか「風致上同志社教授として適當ならず」と考へられる同僚教授の免職を要求したことに形式的には端を發し、同年七月の豫科生ストライキを頂點として八月十二日のいはゆる喧嘩兩成敗的處分をもつて落着いたものとされてゐる一系列の同志社紛争を意味するのである。しかしながら、この紛争は、いはゆる上申書の文面上の理由のみに拘泥すべきものではなくて、長い間、同志社内部・わけでも大學法學部内において醸成されて來た軋轢内訌の本質的なものに觸れて、觀察されねばならぬものである。言ひ換へるならば文化の淵藪・眞理の殿堂であらねばならぬ學園同志社における紛争史の一齣として、その學園史的意義が明らかにされねばならぬものである。

一　そこで、第一に、いはゆる上申書事件勃發の必然性を明らかならしめるために、昭和四年春の紛争以後の・わけでも昭和十一年春の湯淺總長による學内空氣の刷新のための英斷から上申書事件に至るまでの諸事件・諸問題がもつ大學的意義ならびに學園紛争史的意義が明らかにされねばならぬ(第一章)。

次いで、反總長運動の搦め手戰術としてのいはゆる上申書事件そのものがもつ學園紛争史的意

義とこの事件についての自己批判がなされねばならぬ(第二章)。

第三に、いはゆる調停によつて解決を見たかに思はれたこの事件が——この事件がもつ特異性の故にその解決の瞬間から更に發展擴大を豫想せしめるものがあつたが——いはゆる上申組教授最後の一戰としての豫科生ストライキにまで發展し擴大した過程が鋭く批判されねばならぬ(第三章)。

最後に、上申書事件は如何やうに結末付けられたか、その結末付けは如何やうな意義をもつかが、明らかにされねばならぬ(第四章)。

一　讀者は、著者が自らを語ることを、許されたい。著者は、昭和四年春の紛争の裡に學園同志社を巢立ち、紛争の終結と相前後して、法律學徒として大學法學部の研究室に立て籠り、爾來約十ヶ年の間、諸先生・諸先輩の驥尾に附して、學園同志社・わけでも大學法學部の學問的再建と高揚とを念願しつつ微力とはいへ熱と意氣とをもつて眞理の探究にいそしみ誠實をもつて學問の途に精進し續けて來たことをひそかなる喜びとする者である。ところが何の故あつてか、著者の思想傾向同志社新教育綱領に合致せずまた風致上同志社教授に適せずとかの理由でもつて、他の數氏と共に、同僚教授たる數氏によつて、その罷免を上申せられたのであつた。著者はいはゆ

る被上申組の一人である。上申する者と上申される者との對立。世俗的な見解に従へば、上申する者は何等かの意味での正義を唱へる者であり、上申される者は上申されねばならぬ何等かの過誤を犯し正義に合致しないものを有する者であるかに思はれる。彼等はこの俗論利用の戰術に出た。ここにいはゆる上申書の魔術性がある。學園の内部に巣くつて内部から學園の本質を啄み時流に阿ることによつて自らの保身に浮き身をやつす非學究徒としてまさに學園を逐放さるべき立場に落ち込んだ彼等が選んだ窮餘の一策が上申書の提出である。思へば昭和十一年春の古屋・野村兩氏退職事件に續く一年有餘の間、著者等は、彼等の學園破壊運動の尊き犠牲者として昇天した同僚や學界を追はれた先輩の屍を越えて、眞理を歪曲し學問を冒瀆し學究的精神を離れてただに非學問的な社會的勢力に汲々たる人々の内外相呼應する學園破壊運動から學園を防衛するために、身を挺して闘ひ續けたのであつた。しかしながら、暇と金とにまかせての彼等の惡質な學園破壊運動の花々しさの故に、「目あき一人に目くら千人」といふ状態を作り出してしまつたかに思はれる。これは、まさしく、著者等が、彼等も亦著者等と同じく學園同志社を巢立つた兄弟であるから著者等と同じやうな情操の所有者たるの一面を有するであらうと考へて採つた消極的戰法の誤謬の結果である。彼等のある意味での暴力に對して著者等も亦積極的戰法に出づるのほか

なしと悟つた時は、もう既に、著者等が學園を防衛するための客觀的ならびに主體的諸條件が失はれ始めてゐた。恨は深い。

一 この書は、著者が、身を挺して學園を護り續けた闘争に關する走り書き的覺え書きである。著者がこの書の公刊を決意したのは、いはゆる平地に亂を起さうとの意圖に基くものでは決してなくて、いはゆる上申書事件について誤り傳へられたものを一掃すると共にこの事件を通して一方ならぬ御高配を忝けなくした人々に對し深謝の微意を表明するためにほかならぬ。従つてこの書においては、著者は、主觀的なもの感情的なものをできるだけ排除し、冷靜なる自己批判の裡にこの事件の全貌を客觀的に浮彫すべく努力したつもりである。著者の微衷を汲んでいただければ身に餘る幸である。

昭和十二年十二月十一日

林 信 雄

目次

はしがき……………一

第一章 上申書事件以前……………二

 第一節 序……………二

 第二節 いはゆる大學長問題……………一四

 第三節 いはゆる野村氏の論文問題……………二五

 第四節 古屋・野村兩氏の解職……………三〇

 第五節 林要教授の退職——附・野村治一助教授の逝去……………三四

第二章 上申書事件……………三九

 第一節 序……………三九

 第二節 上申書事件の反總長運動的性格……………四一

 第三節 上申書の内容とその魔術性……………四九

 第四節 上申組教授と被上申組教授……………六七

第五節 上申書事件の一應の解決……………七五

第三章 上申書事件の發展擴大……………八三

 第一節 序……………八三

 第二節 いはゆる國研事件と血書事件……………八七

 第三節 法學部學生審議會の態度とその動き……………八九

 第四節 上申組教授最後の一戦としての豫科生ストライキ……………一〇〇

 第五節 豫科生ストライキといはゆる上申組教授……………一〇七

第四章 上申書事件の結末……………一二五

 第一節 序……………一二五

 第二節 いはゆる叡山會議……………一二六

 第三節 具島・林兩助教授の内地留學問題……………一三三

 第四節 八月十二日の理事會……………一三八

追記——湯淺總長の辭意表明を知りて

同志社紛争史の一齣

——いはゆる同志社事件の全貌——

第一章 上申書事件以前

第一節 序

昭和四年春の學園紛争から昭和十二年春のいはゆる上申書事件に至るまでの最近約十ヶ年間の學園同志社・わけても大學法學部の歴史は、同志社六十年の傳統を維持し校祖新島襄先生の遺訓を實踐し高揚せんとする人々とそれ等のものの破壊の裡に自己の派閥を擴大強化せんとする人々との對立の歴史であり、またこの十ヶ年間は視角を換へて見れば、昭和四年春以來その學問的沈滞の極にあつた學園において眞理の探究に眞摯であり學問のために誠實であらうとする人々と眞理を歪曲し學問を冒瀆し時流に阿ることによつてひたすら保身のために浮身をやつす人々との抗争の歴史であつた。この間における大學法學部の教授會は、この二派に分れたる教授團の・あるひは公然たるあるひは隠然たる・鬭争の舞臺たるの觀を呈し、それ自體いはゆる「大學の顛落」を如實に物語るかに思はれた。

昭和十年春湯淺八郎總長の正式就任はこの積弊を打解し往年の同志社大學復活のモメントとして學園内外において大いなる期待が懸けられたのであつた。湯淺氏は總長就任以來、同志社の學

問的充實による再建・法學部教授會におけるこの軋解消に腐心考究を重ね慎重熟慮の結果、遂に昭和十一年三月末「學識人物ともに大學教授たるに適せず」として法學部助教授野村重臣氏を斷乎解職し、同時に野村氏を擁護し共同の戦線を張つた教授團の指導者法學部教授古屋美貞氏をば「學内の行政について當局と意見を異にしかつ自己の主張實行を強要した」といふのを理由として退職せしめ學内の空氣刷新を計つたのであつた。この湯淺總長の英斷は、「躍進同志社の將來」を約束するものとして、およそ何等かの意味において學園の過去および現在について關心をもつあらゆる人々からの讚辭と期待を受けうるに足るものであつた。すなはち、ある者は、――

「同志社學園は新總長湯淺八郎博士を迎へた。年若く頭腦明晰しかして眞の新島精神の繼承者として湯淺博士の全人格は、非常時同志社學園にとつて「生命の烽火」といつていいほど、期待されるものであつた、われわれの期待に背かず博士の手腕は今や現實に現はれた、「同志社の癌」の最初の手術は行はれた、われわれの喜び――眞に同志社學園を愛する者にあらざればこの喜びはわかるまい」(大阪毎日新聞昭和十一年四月十八日京都版アカンピツ由比黄二氏「同志社のために」)

と述べ總長の英斷を稱讚すると共に學園將來のために喜びを共にし、またある者は、――

「傳統を誇る同志社は一兩年、立命館に押され氣味であつたが、昨春湯淺先生の總長就任以來回生の意氣に燃えて來た。着々刷新が行はれつつある。同大を弱めたものは學校騒動であつたが、湯淺先生は固い決意の

もとに禍根を絶つ工作に取りかかられたと聞く。大學にとつて一ばん邪魔になるのは大學の内部に集つて内部から大學の本質を喰むもの、即ち時流を追つて權勢に阿ねる學者である。それにしても同大學生諸君に望ましいことはこの際あくまでも沈着な態度を持し正邪の判別を誤らず、正に味方し邪を斥ける者に力を添へることを心がけて貰ひたいことである。諸君の總長は正しい人である。眞理を愛し學園を愛する諸君はこの總長を助けて「共に護る」の意氣をもつて奮闘されたいのである。眞實、學園の興廢は學生の意氣にかかつてゐるのだ」(大阪朝日新聞昭和十一年四月十四日京都版カクテール寺町廣氏「學生の意氣」)

と同志社大學數千の學生に呼びかけ湯淺總長支持の氣運・眞理のために學問のために學園を相共に護るの決意を促すに至つたのであつた。

湯淺總長による學内空氣の刷新は大きな反響を呼んだ。學園内外から好感と將來への期待をもつて迎へられたこの處斷は、他方において、古屋・野村兩氏ならびにその一黨の人々をして焦慮の極に追ひ込んだかに思はれる。そこで彼等が考へ付いた手段が「反國體的左系教授連の暗躍」「思想的對立」云々の誇大宣傳であり、且つ學園的地盤を完全に失つた彼等が選んだ外部的勢力との結合である。昭和十一年四月十三日には早くも、同志社卒業生有志ならびに洛北青年同盟本部といふ急造團體の名において「同志社騒擾事件に對する聲明書」なる奇怪な文書が同志社校友その他に撒布され、野村氏は別に「林要氏はマルキストである」と題する得體の知れぬ長文の謄寫版刷

印刷物を各方面に配布し、古屋氏も亦「同志社を去るに臨みて」といふ公開状を作成・發送し渦紋の擴大化を策し、遂ひにはゆる怪文書横行時代を現出し、かくて同年五月同志社大學法學部が、學界に誇つた林要教授の退職において一應は頂點に達し、翌十二年三月のいはゆる上申書事件に至るまで學園内外相呼應する彼等の暗躍・策動が續けられ事態を急迫せしめたのであつた。この章における著者の目的は、この間における諸事件・諸問題がもつ大學的意義ならびに學園紛争史的意義を明らかにするにある。

第二節 いはゆる大學長問題

(一)

古屋・野村兩氏ならびに後のいはゆる上申組の人々が誇大に宣傳するものの一つにいはゆる大學長問題なるものがある。それは彼等が彼等の策し行動する學園破壊運動を合理化するために利用する事柄の一つであつてそれ自體としてはおよそ何等意味なき事柄である。彼等の合作になるものとしか考へられない各種のパンフレット（その中の幾つかは若松華瑤氏の著書といふことになつてゐる）その他時と所を選ばず撒布された怪文書と解するほかなき謄寫版印刷物によれば

これは、湯淺總長の利己的野望實現のために、當時の法學部長宗藤圭三氏が法學部教授會を欺瞞して、當時文學部および法學部の教授會において話題にされてゐた専任大學長設置問題についての運動打切り決議をなさしめ、もつて湯淺氏に忠勤振りを示したといふことになつてゐる。これは、彼等のいはゆる法學部長不法選舉問題——といふのは古屋法學部長任期滿了（昭和七年九月）と共に行はれた部長改選において林要教授が當選、林部長任期滿了（昭和九年九月）による改選の結果宗藤圭三教授當選といふ事實をもつて不法選舉であると放送するのであるが、その理由とするところは、部長は教授就任の順番に従つて定められねばならぬといふ彼等一流の利己的解釋である。林教授と河原政勝教授とは同順位であるにも拘らず先きには林教授が選ばれ、次ぎの機會には宗藤教授が當選したことを不法といひ、「赤化擁護の教育行政の目的續行強化」だといふのである。もし彼等のいふ如く部長は就職順位に従つて定められるものだとすれば、選舉は何んのために行はれるのか。こゝにいふ不可解なことをいふ彼等こそ部長選舉において徒黨を組んだことを自ら曝露することになるのではないか。ついでながら、昭和十一年九月宗藤部長任期滿了による部長改選について一言して置かう。投票の結果は確かに河原九票林九票の同點であつた。その席上林教授は再選の故に、懇勸に、たとへ當選するも部長就任を辭退する旨の挨拶をされたのに對して、河原氏は得票同數の場合は自分が年長であるからまた教授順位も自分が上席だから自分が就任するのが當然だと大見得を切つて居並ぶ者を啞然たらしめたのであつた、このことが彼等のパンフレットでは宗藤議長の愚鈍横暴、湯淺總長の赤色教授庇護のための策謀といふことになつてゐる。（たとへば若松華瑤氏著「同志社問

題の経過報告」八頁参照。因みに若松氏は同志社校友でもなければ、況んや同志社大學法學部教授でもない、この人が教授會の内容を知つてゐるといふのがそもそも奇怪なことである。——と共にまことに笑止千萬の解釋である。著者はここで同志社大學の存在の意義とその使命とを明らかにしいはゆる大學長問題がもつ學園史的意義を究明し、この問題をめぐる彼等の學内政治行動の非同志社的性格の一端を曝はにせねばならぬ。

(二)

同志社は大學學部をはじめとして大學豫科・専門學校・高等商業學校・女子専門學校・中學・高等女學部など種々の教育機關を包容してゐる一大綜合學園である。これ等の教育機關はそれぞれ独自の使命と機能とをもつて全一體としての同志社の存在と活動に寄與するものであることはいふまでもないが、特にその中心的地位を占めるものは大學でなければならぬ。綜合的教育機關としての同志社の使命は、學問研究機關としての大學を包含する場合においてのみ、まことに充分に達成されるのである。もし假りに大學のない同志社の存在といふものを考へてみれば、それは同志社が従來有し來つたところの且つ現に有するところの教育機關としての高い品位と社會に對する強い迫力とを備へる同志社では、到底あり能はぬであらう。この點に綜合學園同志社におけ

る大學の存立の意義があるのである。思へば既に數十有餘年の昔に祖國日本の遠い未來を鋭く洞察し早くもキリスト教主義による大學の設立を企圖された校祖新島先生の卓見は、今日においても深く我々に教へるものがある。

學園同志社の内部にあつて大學の有する任務は、祖國日本に向つて・否進んで世界に向つて・同志社大學のつくすべき任務と、相互ひに表裏するものであつて、兩者は全く不可分離である。この任務遂行のためには、學問の研究と眞理の探究に對する眞摯な關心を學生に植え付ける教育とが不可分離的な關聯においてなされねばならぬことが必然的に要請される。大學の本質はまさにこの點にある。しかも同志社大學は私立大學としてその立學の精神をもつものであるから、その特有な性格がその活動その業績の上におのづから反映することを人々は期待するはずである。従つて諸種の學問の分科における同志社大學の人々の研究と思索とは、明治二十一年十一月の校祖新島先生不朽の一大宣言・先生學生の大文字たる『同志社大學設立の旨意』(同志社校友會刊・新島パンフレット第一輯收録)の全文章に現はれてゐるところの「眞正の開明文化と眞正の自由幸福とを祖國日本に來さんことを祈る」念慮とその一行一行にこもる烈々たる氣魄とによつて、導かれる場合においてのみはじめて、眞理の究明に對する純眞烈々たる精神として現はれ、かくて、大學

をして生命あらしめ同志社大學の本領を眞によく發揮することになるのである。ここに大學としての同志社大學の独自の存在理由がありその文化的使命が存するのである。

大正九年海老名彈正氏が同志社總長に就任すると前後して大學令による大學に昇格してからの同志社大學わけでも大學法學部においては、同志社が新興明治日本に寄與貢獻した文化的使命遂行の傳統的意氣は消えず、世界大戰の後を受けた躍進日本の新文化への貢獻を目指し他の官公私立諸大學に劣らぬ潑刺たる勢を示したのであつた。海老名總長は大學中心主義の下に果敢に全同志社學園を振興しやうと企て、教授スタッフにも有能な學者・前途有爲の學徒を集めるのに努力を惜まなかつた。果然、同大法學部はその教授陣容においてその學究的精神において他の官公私立大學に肉薄し學内にあつては學問的空氣の満ち溢れるものがあつた。この時期はまさに同志社大學法學部の學問的黃金時代と稱しても過言ではあるまい。著者はこの時代に同志社における學生生活を營んだのであつた。

ところが海老名總長の退職と前後する時期に至つて、かつての同志社大學法學部のいはゆる黃金時代を知る者は、いはゆる一榮一落是春秋の感を抱かざるをえなくなりはじめた。かつての教授陣を結成しその偉を學界に誇つた人々の中から一人去り二人去り次第に學園から離れ行く人の

多くなつたことは如何ともできなかつた。去り行く人々には去り行くべき個人的な諸事情があつたではあらうが、それ等の人々がそれぞれの個人的事情を押し切り學園同志社に踏み止まるべく決意するには、當時の同志社はもはや昔日の如き學問的溫床とは考へえられない状態に立ち至つてゐたかに思はれる。昭和四年春(當時は中村榮助氏が總長事務取扱であつた)の紛争はいはゆる「大學の顛落」に拍車をかけた。著者はここで昭和四年春の紛争の過程を回顧し、この紛争がもつ學園史的意義を詳細に語る餘裕をもたないが、しかし、著者は、この紛争が同志社大學の存在の意義に目覺めその使命の遂行に眞摯であり忠實であらうとした人々が、學園を踏み臺にして利己的野望を達成せんとするかに思はれた有力な當時の一理事に對し、その反省を促し、學園同志社をして本來の軌道に乗せやうとしてもち上がった事件であるといふことをば、讀者に語つて置かねばならぬ。この事件について、彼等のパンフレットは、たとへば、――

『昭和三年 陸下御駐筆中、出火事件を起して海老名總長引責辭職せんとするや、中島一派及びマルキストは聯合して、その引留策を講じ、當時の謂ゆる資本家的理事に反抗した。かくして勢の赴くところ、つひに學生をも捲込んで昭和四年四月の大ストライキ事件となつたのである。ストライキ参加者は、中島重、和田武石田秀一郎、林要、能勢克男、宗藤圭三、住谷悦治、難波紋吉、長谷部文雄、松山斌、高橋貞三、高橋信司、田畑忍の十三氏にして、ストライキに参加せざりしものは古屋美貞、河原政勝、瀬川次郎、村井藤十郎、野

村重臣の五氏』(若松華瑤氏著「同志社問題の経過報告」五頁)

といふやうに説明し、枚舉に違なき彼等の宣傳的怪文書はこの事件を左翼教授によつて煽動され指導された左翼大ストライキ事件だといふやうに事實を歪曲し、古屋氏を指導者とするいはゆる五人組教授團がこのストライキを妨害することによつて一個の教授的地位の保全を計つた反同僚的行動を紛飾し、非良心的・非學者的言動を糊塗しやうとするのである。ともあれこの事件によつて有能な學者・前途有爲な青年學徒を大量的に失つた同志社大學法學部は人々をして秋風寂寞の感を抱かしめるに至つたのである。皮肉な表現ではあるが、この事件による法學部の收穫は、大學一般の本質とその使命とを明確に認識し新島精神を立學の基礎となす私立大學同志社の特有な性格をその活動と業績の上に反映すべく決意せる人々とこれとはおよそ似もつかぬ認識と行動の裡に自己の派閥の擴充のために汲々たる人々との對立をば、明瞭ならしめたことである。さればこそこの事件以後法學部教授會の構成メンバーとなつた人々は、その出發の當初から截然といづれかに色分けされてゐる。これすなはち世の批評家が雙方ともに互に一票一票と味方の勢力を殖して對陣を續けて來たと評する所以である。まことに悲しむべき状態ではあつたが、少しでも同大法學部に學問的な空氣を作らうと思へば、いはゆる一對一の方法によつて教授スタッフを擴充する

以外には途はなかつたのである。

(三)

海老名總長に對して、大工原銀太郎總長は消極的といふことを主義とし政策とした總長であつたと評する人がある。この批評はあるひは適評であるかも知れぬ。大學法學部に關する限りにおいては、大工原總長のこの主義政策は、往年の同志社法學部への憧憬を、極めて微溫的に且つ緩慢にはあるが、現實化するために役立つたと解するのは著者のみであらうか。いはゆる一對一といふ法學部教授會の人事政策は、それでも大工原總長時代に數人の眞摯な學究徒を法學部教授スタッフに加へることを可能ならしめた。こうした一團の人々は相依り相助けて學園同志社わけでも大學法學部の學問的再建と高揚を念願しつつ學問と學生のために不斷の努力を續けたのであつた。同志社大學を往年の同志社大學たらしめぬばならぬと眞劍に考へそのための盡力を惜まなかつたのはこの一團の人々であることを、讀者は認識していただきたい。従つて、まこと正しい意味において、大學の自治・大學の發展を要望し従つて大工原總長時代に既に専任大學長設置を切望したのもこの一團の人々である。大學は同志社の中心でなければならぬ。同志社が教育機關としての高い品位と社會に對する強い迫力を備へるためには、同志社大學は學園同志社の單なる裝

飾物であつてはならぬ。総合的教育機關としての同志社の使命は、學問研究機關としての大學を前面に押し出すのでなければ、到底達しえられない、それがためには機關としての大學長を専任制となし、その統制下に一致協力大學の自治と發展のために力を致させねばならぬ。いはゆる専任大學長問題の學園史的意義は、まさに、ここにある。

昭和九年三月大工原總長の急逝と次代總長問題をめぐつて、専任大學長問題は新しい問題性をもつに至つた。由來同志社では總長の選舉毎に少なからぬ困難に逢着して來てゐるのである。それは財團寄附行爲——「第十條・總長ハ基督教信徒ニシテ本寄附行爲第一條及第四條ノ趣旨ヲ貫徹スルニ適當ナル者タルコトヲ要ス」——による適當な資格者を見出すことが容易でないといふこともさることながら、この學園特有の「校友」といふ團體の中で極めて微妙な動きを見ることを例とするからである。今回の場合もその例外たりえなかつた。いはゆる専任大學長問題は、この間にあつて、その本來の意義を歪曲して政治的に利用されるに至つた。大工原總長の政策は、法學部内に巣くつてゐる非學究徒の一團の安逸的生存をおびやかすことはなかつた、蓋し學問的業績を云爲することがなかつたからである。次代總長は、必らずしも大工原總長の政策を踏襲するものと豫斷することは許されない。ここに彼等の側における専任大學長擁立運動の魔術性がある。

る。彼等のこの運動を極めて巧妙に利用し自らの補強工作の一助としたものに文學部教授會における或る一部の人がある。大體文學部は財政的には法學部に依存する學部である。にも拘らず法學部よりも恵まれて來てゐるのである。もし次代總長が算數に明るい人ではなくとも、合理的政策を好む人であるとすれば、當然文學部は問題とされる懸念がある。著者は文學部の教授のすべてが一色であるといふのではないが、ただこの學部ではこと財政に關しては同一意見を持たざるをえない現状なのである。だから専任大學長問題はここの教授を一致團結せしめるための好個の題目であつた。すなはち法學部における一派の人々と共同の戦線に立つて、この文學部の利益を破壊しない人を大學長として表面に押し立て總長に立ち向ふことは有利であるに違ひない。況んやその總長が消極主義を政策とする人に確定する場合においてをやである。

湯淺八郎氏の總長事務取扱就任は、これ等一團の人々・わけても法學部の一團の人々には晴天の霹靂でありやがては頭痛の種となつたやうである。湯淺氏の總長事務取扱就任はやがて來るべき適當な時期における正式就任を約束する。著者は當時湯淺氏と面接の機會に恵まれる度毎に、この人は年若くして頭腦明晰であり、その性格は一面冷靜緻密といふ特長を有すと共に改革者として所信斷行のための意思と勇氣の持ち主としての熱烈な感情を有し、また人としての深い情緒

を豊かに享けてゐる人であるとの感を深め、益々敬慕に價するものを見出しうるに違ひないと信じたのであつた。そこで著者は、湯淺氏といふ特定具體の人を總長として戴くといふことに決定して、もなほ専任大學長を必要とするかといふ疑問を抱きはじめ、遂にこの人はその識見と手腕を良心的に運用し大學の自治とその發展飛躍のためのよき指導者たりうる人格者であるに違ひないとの確信をもつに至つたのであるが、こうした確信に到達した人は必らずしも著者一人ではなかつたであらう。さればこそ、昭和九年七月七日の法學部教授會は、法學部教授會独自の立場から慎重審議の結果専任大學長設置運動打ち切りを殆んど満場一致をもつて可決したのであつた。ところが後になつて、湯淺氏の就任に危惧の念を抱く一團の人々のみはこの運動打ち切り決議をもつて不法であり不當であると唱へ、いはゆる大學長専任問題と銘打つて左翼教授の暗躍云々と誇大に宣傳したのである。ことの経緯はこうである、彼等が右の教授會後當時の文學部長和田琳熊教授その他の文學部教授から聞き込んだところによれば文學部は専任大學長設置問題について委員を擧げて研究するといふことになつたのであつたが、七月七日の法學部教授會において當時の法學部長宗藤教授はこのことを既に豫め知りつつこれを秘して語ることなく、その日の教授會を故意に指導し、教授會をして運動打ち切りの決議をなすの止むなきに至らしめたのであ

るから、その決議は無効であると主張して、古屋・瀬川・河原・村井・野村・土井の諸氏等相謀り七月十四日夜宗藤部長を同志社新島會館に呼び出し、脅迫同様の言辭をもつて教授會再開を要求した。ところが宗藤部長はその理由なきを説き彼等の要求を斷乎拒絕した。そこで翌朝早々昨夜會合の諸氏は各々手分けして殘餘の教授の私宅を歴訪し宗藤部長彈劾運動參加方を勸説して廻つたが、佐藤義雄助教授以外には耳を傾ける者なく、結局、七月二十一日の教授會において、いはゆる新島會館事件を臆面もなく彼等自ら曝露することによつて、結末を見たのであつた。

第三節 いはゆる野村氏の論文問題

(一)

學問の研究はあくまでも眞摯であらねばならぬ。その研究の成果の發表も亦敬虔な態度でなされねばならぬ。このことは、大學が祖國日本に向つて更に進んで世界に向つてつくすべき任務を遂行するためには、學問の研究と眞理に對する眞摯な關心を學生に植え付ける教育とが不可分離的な關係においてなされねばならぬことが必然的に要請される限り、まことに當然の事柄に屬する。もしある人の發表する論文が徒らに他を誹謗する態度において、しかも學術論文たるの體

裁を備へないとするれば、世人はその人をば學者として決して尊敬しはしないであらう。ましてやその立學の精神において特異なものをもつてゐることを傳統として世に誇る私立大學同志社に職を奉じる學者に對しては、この大學が有する特異な性格が、諸種の學問の分科において研究にいそむ人々の活動と業績の上に、反映することをば世人が期待してゐる場合においては、特に然りであると言はねばならぬ。いはゆる野村氏の論文問題はこの立前から理解されねばならぬ。

(二)

昭和十一年二月に公刊さるべき「同志社論叢」第五十一號のために野村重臣助教は「日本國民社會科學の建設と國體の事實」といふ論文を寄稿した。同志社法學會評議員會は、前後三回に亘る會議を開き慎重審議の結果遂ひにその掲載を拒否したのであつた。これがかの一派の人々のいはゆる國體明徴論文拒否事件である。彼等の説明するところによれば、――

「昭和十一年二月、左翼一派が野村重臣助教の『日本國民社會科學の建設と國體の事實』なる論文の『同志社論叢』掲載拒否を策動せるに際し、總長はこれと呼應して、その策動に協力し、然も野村氏が左翼一派の多数の力に屈せずその學問上の立場を堅持して動かざるを見るや、學說上マルキシズムに反對し、堂々、マルキストに對抗せる古屋美貞教授を誠首して、以つて野村氏を畏怖せしめ、明徴論文反對事件の外部へ曝露

さるるを暴露せんとせるも、その全く無効なるを知るに及んで、遂に野村氏をも誠首した。即ち古屋氏はマルキシズムに反對せるの故を以て誠首され、野村氏は國體明徴を主張せるの故を以つて誠首されたのである。〔若松華瑤氏著「同志社問題の経過報告」二二頁〕

といふことになつてゐる。あらゆる問題を思想問題に轉化することが學園破壊運動における彼等の戰術である。學園の面目のために、また日本國民としての確固たる信念をもつて祖國日本の文化的向上のために學問の途に精進し続け來た同志社大學法學會評議員の名譽のために、著者はこのいはゆる論文問題について著者等がとつた態度を明らかにせねばならぬ。

當時の「同志社論叢」編輯委員松山斌教授は、野村氏の右論文を「同志社論叢」第五十一號に掲載すべきか否かについて大いなる疑問を抱き、編輯委員としての責任上、その一存では採否を決し難いから評議員會においてその決定方を時の評議員長河原法學部長に希望され、評議員長も亦これを諒とし昭和十一年二月十日教授會閉會後改めて法學會評議員會を開催しこれを議題にのぼしたのであつた。松山委員は野村氏の右論文のゲラ刷を評議員一同に配布し審議を求めたのであるが、その際同委員は評議員長宛に提出した理由書を朗讀し評議員會開催要求の理由を闡明した。要求書の内容は次ぎの如きものであつた、すなはち、――

「野村重臣君が『論叢』第五十一號のために寄稿された『日本國民社會科學の建設と國體の事實』と題する論文

が、國體を明徴ならしめんとする點においては吾人もその信念において變りはないが、右論文が徒らに他を誹謗するの態度あるのみならず、學術論文の體裁を有するや否やに關し疑問あり、編輯委員のみにてはその採否を決定し難いから、一應評議員會にかけその採否を決定されんことを希望す

といふのであつた。松山委員が掲載方について當惑されたのはまことに當然であると解しなかつたものは何等かの政治的意圖を有する少數の人々のみであつた。このことは、前後三日に亙るしかも深夜に及ぶ審議の行はれた最終日たる二月十七日の評議員會で、ゲラ刷のまま掲載を許すべきや否やが問はれた投票が、十一對五の結果でもつて掲載を許さずとしたことによつて、讀者は十分に首肯していただけたと思ふ。まことに、この論文は學術論文たるの體裁を具備するものなりや否やについて疑問なきをえなかつた。その發行の回數が少いものであるとはいへ我等の「同志社論叢」は學界的學術雜誌である。學術雜誌としての品格を備えるといふことはこの雜誌の生命でもあり他の官公私立大學の同學の人々に對する學界的禮儀でもある。學界的禮儀を守ることにはまさしく日本精神の實踐である。國體明徴の徹底を念願されるこの論文の筆者は、學者として當然に守るべき學界的禮儀を無視し、他の學者の所説を批評するのに何等の論證をもなさず、と此處によつては、「某氏某氏」の表現をもつてし、あまつさへ特定具體の學界人を批評するに政治

犯人に對して使用されるが如き用語をもつてしてゐるのである。このやうに學術論文たるの體裁を具備しないことそれ自體、既に誹謗たる要素を多分に包含してゐる。かてて加へて、事實ならざることを事實であるかの如くしかも不穩當な用語をもつて表現するに至つては、これを目して、何人が徒らなる誹謗にあらずと言ひうるであらうか。徒らなる誹謗の極端なものとしては、この論文の末尾に近いところに、我が國の某社會學者といふ表現をもつてしてはゐるが、その何人であるかがただちに判明しうる學者について誹謗してゐる個所である、もし野村氏が中傷し誹謗するが如き事實がその學者においてありとすれば、その學者は不敬罪に問はれるやも知れないやうなことを平然と述べてゐるが如きである。こうした内容をもつた論文を後に野村氏はそのまゝ謄寫版刷印刷物となし各方面に散布したところが、皮肉にも野村氏を益々不利におとし入れる結果となり、いはゆる笑へぬ喜劇があつたとさへも傳へられてゐる（因みに後に活字に代へたものにはすべてこの個所が削除されてゐる）。ともあれ、こうした内容しかもたないこの論文が學術論文として國體明徴の主張を徹底しえないどころか却つてその趣旨に反するの結果を生じはしないかといふことを、心ある法學會評議員は慮れたのである。巷間流布されてゐるやうに著者等は國體明徴の主張それ自體・日本精神の高揚それ自體に反對したのでは決してない。それを念願し大學

的形式においてそれを實踐すべきものと考へたが故に、野村氏の論文掲載方を拒否したのであつた。何んの意圖あつてか、野村氏は、難波教授ならびに著者が評議員會の席上で、國體明徴それ自體がナンセンスであると漫罵したかの如くに中傷し誹謗されるのである。迷惑千萬の極みである。

(この點若松華瑤氏著「同志社大學不祥事件の真相」所收の二つのいはゆる野村聲明を参照されたい。)

第四節 古屋・野村兩氏の解職

(一)

野村氏の論文問題を前後する時期に、古屋・野村兩氏の解職が行はれた。これに對しては、當時、「大學の内部に巢くつて内部から大學の本質を啄むもの」すなはち「同志社の痛」の最初の手術」が行はれたものとして世の稱讃と學園同志社の將來への期待として、學園當局に報ひられたことについては、本章第一節で既に述べたところである。時恰もいはゆる野村氏の論文問題の落着した直後であつたがために、彼等ならびにその一黨の人々は、二つの事柄を自己に都合よく結び付けたのであつた。すなはち古屋氏解職の理由は、彼等によれば、「マルキシズムに反對せるの故」であり野村氏のそれは「國體明徴を主張せるの故」である。しかして、「十六年勤続の古

屋教授、九年勤続の野村助教を、法學部長にも教授會にも諮らずして、獨斷專行的に突如として試験休中に鹹首した」湯淺總長に對しては、「喧々囂々の世論を生み、古屋野村の二教授亦已むを得ず各々聲明書を發表するなぞして、やうやく同志社の國體不明徴事件は、その全貌を社會に曝露し、特別議會に於ては江藤源九郎代議士の文部當局に對する質問演説となり、愛國諸團體の激昂となり、同志社總長の不逞態度が全日本の視聽を集めるに至つた」といふのが、彼等のいはゆる古屋・野村兩教授の鹹首事件といふものである(若松華瑤氏著「同志社問題の經過報告」一三頁参照)。しかしながら、野村氏の論文問題と古屋・野村兩氏の解職との間には何等の因果關係もない。形式的にも實質的にも、前者は同志社法學會といふ自治的研究學術團體における問題であり、後者は、學園同志社における學内行政上の事柄である。ここにも亦彼等の學内政治行動の非同志社性格が自ら曝露されてゐるのである。湯淺政權打倒といふ形での學園内外相呼應する學園破壊運動の戰術的實踐がこの二つの性質を異にする事柄の結び付けとして現はれたものと解するほかはない。學園當局がその全責任において公表した解職理由は素直に受け取られて然るべきものである。古屋氏の解職理由は「學内の行政について當局と意見を異にしかつ自己の主張實行を強要した」といふのである。この解職理由が正當なものであつたといふことを、昭和十一年四月

十三日附でなされた古屋氏の公開挨拶状(若松華瑤氏著「同志社大學不祥事件の真相」中に収録・参照)が同氏と同志社常務理事小林正直氏との『私的談話のうち』といふ形で學内行政を云爲したことをば雄辯に自己曝露をしてゐるのはまことに皮肉ではないか。この公開挨拶状の中に既に見えてゐる當時の同志社常務理事小林正直氏の動きは後のいはゆる上申書事件においてもまことに注目し得るものがある。野村氏の解職の理由は「學識人物ともに大學教授たるに適せず」といふのである。著者は、これについて多くを語らうとは欲しない。この理由を駁撃にするに足るだけの根據をもたないといふことを述べれば充分である。これは果して著者のみの認識不足であらうか。

(二)

古屋・野村兩氏の解職は、兩氏と從來行動を共にして來た一團の教授諸氏にとつては、まさに一大打撃であつたに違ひない。いささか世俗的な表現を用ひれば、まさに戰鬪艦・しかも超弩級艦の沈没である。法學部内における非學究派の勢力擴充を目指して萬難を排して闘ひ續けて來た彼等は反つて益々自己の勢力を自ら弱めるの窮地に落ち込んだ。大學における彼等の安逸生活は極度の不安の増大となつて現はれた。かくて、學園内外相呼應する彼等の運動がいよいよ活潑に益々露骨に惡辣に行はははじめた。その表面的な現はれの一つがいはゆる怪文書的印刷物の氾濫

であつた。洛北青年同盟とかいふ團體の中川裕氏著「左翼教授ノ巢窟同志社ヲ暴露ス」といふその表紙に十字架に罽縵を配した赤い裝飾の附せられた拾錢パンフレットや、野村重臣氏著「林要氏はマルキストである」といふ怪文書の性質を帯びた謄寫版印刷物をはじめとして、枚舉に遑なき程に時と所を選ばず、撒布された各種の聲明書乃至は檄文が世人をして眉を擧めしめはじめたのはその當時である。野村重臣氏が「帝國新報」紙上に「最も惡質なる憲法學說の一例——田畑憲法批判——」といふ惡質宣傳文を連載しはじめたのもこの時期である。この状態は翌十二年三月のいはゆる上申書事件の勃發に至るまで續いた。人呼んでこれを怪文書横行時代といふ。心ある同志社人はこの事態をどう感じたか、當時の同志社人の氣持をよく表現してゐるものとして、次ぎの一文を引用して置かう、すなはち、――

『このごろ怪文書めいた印刷物の送達を二三うけとつた。發送者は最近まで同志社學園にゐられた教員らしいが、私は不幸にしてその方々と個人的には何らの面識もない。したがつてどういふお考へをもたれる方かむろん知らない。けれども、いかにもエゲツイその大義的なやり方は、品位ある同志社マンとしては、どうかと思はれる。それに書いてあることも、あまりに時流に迎合した牽強附會の脈味が多すぎはしないか。人それぞれ自分の見解はあらうが、是が非でも相手を傷けやうとするやうな態度は、どうかと思はれる。新島先生がそんなケチな精神を鼓吹されたはずはない。湯淺現總長が公明な人であることは、一般の定評であ

る。意見の相違は相違として、それに處するには、また適當な道があるはずだ。同志社マンは同志社マンらしくと私はいひたい」と慨嘆し、學園の全學生諸君に向つては、「同志社がよい學園であることに自信をもつてもらひたい。同志社はこれからますますよくならうとしてゐるのである。同志社にはいままなほ、冷靜に沈着に正しいことにたいして誠實であるところの新島先生の精神が脈々として生きてゐるのである」と説き、立學の精神を反省し、事の真相を充分につかんで、おちついて勉強されたいと希望したのであつた。(昭和十一年四月二十四日大阪朝日新聞京都版カクテル一校友氏「同志社マンシツプ」)

第五節 林要教授の退職

—附・野村治一助教授の逝去

(一)

彼等の共同作成の下に枚舉に遑なきまでに氾濫を極めたいはゆる怪文書が、一體何を目的としたかは多くを語る必要をみない。それは一つには、これ等の文書によつて學生大衆を煽動し動搖せしめやうとの意圖が藏されてゐたことは明白である。ところが、その内容たるやまことに下劣極まるものであり牽強附會の厭味多いものであつて、中傷漫罵以外の何ものでもなかつたがために、學生は微動だにもしなかつた。況んや冷靜なる第三者の批判に耐えうるものでもなく、品位ある同志社マンに喰ひ入るべく餘りにも犬糞的なものとして擯斥された。否寧ろ反撥的な効果

の方が大きかつた。ここにも亦彼等の豫期せざる失敗の一つがあつたわけである。他方では、これ等の怪文書は、この時期においては、湯淺總長が林教授を擁護するといふことを前提とする林教授追放の目的のために、向けられてゐたと言ひうる。この面においては、これ等の怪文書は、彼等の文部省への暗躍と共に、一應の影響を及ぼしたかに見える。同大法學部が學界に誇つた我等の林要教授は、彼等のために狙ひ打ちされて遂ひに學園を去らねばならぬ立場に置かれた。恨は深い。遂ひに、昭和十一年五月七日の緊急教授會には湯淺總長自ら出席の上、林要教授依願退職の旨報告し、——

「最近一部から無責任な非難が同志社學園に對して放たれ延いては林教授の身上にまで波及するに至つた、しかも同教授は自己の不徳の致すところとして夙に問題の當初から辭表を提出されてゐたのである、大學當局はこの有能な教授の犠牲を有意義ならしめるやう自戒協力することを希望する」

といふ意味の至極含蓄ある訓示をしたのである。このことが學内に傳はるや、學生大衆・わけでも法學部學生大衆は、その留任運動に漸次積極的な動きを見せはじめたのであつた。この運動の表面化は必然的に文部省當局との對立とならざるをえなかつたのであるが、學内には策動を續ける一派が存在する限り、事態の憂慮すべきものあるを賢明に洞察した學生大衆は、遂ひに、そ

の留任運動を表面化しはしなかつた。しかしながら、——「それが學問的である限りあくまで討論もしやうが、事實を歪曲して政治的に利用せんとするに至つては、泥試合を演ずるの愚さを避けるために敢て辯明しやうとはしなかつたのであります、愛する學園同志社の發展向上のために私一個の犠牲は毫も惜むものではありません、諸君は私の屍を越えて眞理の探究に向つて進んでいただきたい」といふ悲壯な訣別の辭を残した林要教授最後の講義には、學部全課程の學生が堂に溢れるまでになだれ込み、悲痛な劇的場面の展開されたことを目撃した著者は、同志社學園史において長く記憶されていいであらう一頁として、これをこの書の讀者に傳へて置く。

(二)

林要教授の退職は、彼等の言ふところによれば「懲罰的意味における誠首」であり、古屋・野村の二氏を失つた策動派・非學究派の報復ではあらうが、しかし、實質的には學園擁護のための尊い犠牲的な自發的退職と見るのは著者一人ではあるまい。そこには、學問や思想の自由が一步步狭められて行つたことを物語る何物かを見出しうるわけであるが、ともあれ林教授の退職によつて問題は一應表面的には解決したかに思はれた。しかしながら、事物の本質は、その現象形態と常に相同じといふわけではない。法學部内における對立が激化し深化したことは否定できな

い。後のいはゆる上申組教授團の策動が、いよいよ本格的な最後の悪質的な暗躍となつて、現はれはじめたのは、あるひは、當然のことであるかも知れぬ。

(三)

讀者は、著者が第一章における記録を書き終るに際して、昭和十一年春の紛争におけるもう一人の尊い犠牲者・同大法學部が産んだ前途春秋に富む有爲な少壯行政法學徒・野村治一助教授の昇天といふ悼ましい事實を書き加へることを許されたい。野村治一助教授の學者的生涯は短いものではあつたが、同助教授が「同志社論叢」「公法雜誌」などを足場として行政法學界に寄與した業績は高く評價されて然るべきものがあつた。また同助教授が、敬虔な基督者として健實な新島精神の把握者として學生訓育に残した足跡も亦偉とするに足るものがあつた。更に、法學部に巣くつて内部から大學の本質を啄む人々に對する闘争においては、同助教授が、文字通り教授會の末席に在りながらも、確い信念の下に、身の榮達保全を度外視して、堂々たる態度で闘つてくれたことは、最も親しかつた友人の一人として、著者の限りなき喜びであり、敬意を表するところである。今なほ著者の臉に残るものは、既に述べたいはゆる大學長問題をめぐつて宗藤部長彈劾運動が策されそれが教授會において露骨に表現された時に、その運動參加方を勸説した先輩教授た

る村井・野村兩氏の申出を一蹴した委細を語り、わけても村井藤十郎教授の非良心的・非學者的態度について堂々の論陣を張り、著者等とその行動を共にしてくれたい昭和九年七月二十一日の教授會における同助教授の輝かしい姿である。そしてまた今なほ腦裡を去らないものは、昭和十一年春以來病魔に襲はれ、遂ひに再起しえず、同年七月十一日京都府立醫大病院の病舎において、心の故郷・母校同志社の現狀に思ひを走せ學園の平和的發展を祈り、「私の死が同大法學部における對立解消の一助ともなれば望外の喜びであるから、私のこの氣持を、河原法學部長へ生前における御厚情の深謝に含めて、お傳へ下さい」と言ひ残して靜かに昇天した同助教授の母校愛の精神である。野村助教授が學園に残したこの遺言が、同月十五日、同助教授が生前に私淑した橋本牧師の司式の下に京都西陣の聚樂教會の告別式場において、同助教授の經歷と共に御令兄野村信三氏によつて傳られた時、臉を熱くしなかつた者があつたであらうか。それにしても残念に思ふのは後のいはゆる上申組の教授諸氏の中の誰一人もこの告別式には參列してくれなかつたことである。日本精神・武士道精神はこうした場合に具體的に實踐さるべきものではないのか。著者は、いまは地下に靜かに眠る長友故野村治一助教授の在りし日を追憶し心からなる哀悼の意を表しつつ第一章の記録の筆を擱く。

第二章 上申書事件

第一節 序

大學教授の使命は、眞理の探究に眞摯であつて學問の研究のために誠實であるといふことであり、その任務は、學生をして眞理・學問に對する敬虔な尊敬心を起さしめ、眞理の探究・學問の研究に對する確固たる信念を抱かしめ、まこと正しい意味における祖國日本の・進んで世界の・文化的向上のために貢献しうる人物を養成すべく努力することにある。大學教授たる者はこの大なる使命と重き任務を完うするために専ら學問的領域において切磋琢磨することに心掛くべきものであることは今更贅言を要しない。従つて、學問的領域における對立討議は、大學教授の使命とは、學問的精神に生きやうと念願する人々の間においてのみ可能な事柄であつて、半ばは學問的に半ばは非學問的な社會的努力に汲々たる人々との間においては期待し難い事柄である。同志社新教育綱領の發表を契機として勃發した紛争は、大學の本質・大學教授の使命と任務といふ見點から見て、これほど無意義なまた直接具體的には學生に一般的には社會に悪影響を及ぼした事

件はないとして、社会的非難を受けるに價する。著者は、著者の意識意圖とは獨立に、この事件の當事者の一人として捲き込まれてしまつたことをば、まことに残念に思つてゐる。まさしく、著者は、この事件におけるいはゆる被上申組と呼ばれてゐる他の諸氏と共に、學究的精神に生き新島精神を高揚し祖國日本に對する文化的使命を果さうと念願し努力して來た者であるといふ意味において、學究的精神を離れて半ばは非學問的な社会的勢力のために汲々としたいはゆる上申組教授諸氏とは、根本的に相容れないものをもつてゐた。従つて、直接具體的には、湯淺總長を中心に、學園同志社をして、文化の淵藪・學問の殿堂たらしめ、もつてまこと正しい意味での祖國日本の文化的向上のために貢獻しやうと念願し努力し續けて來た著者等と、ありとあらゆる秘術を盡して、一方では湯淺總長の學外追放のために、學園破壊のために、他方ではただに自己の教授的地位の保全とその派閥の擴充のために、營々として策動・暗躍を續けて來た彼等とは、相容れるものがなかつたのはまことに當然のことである。著者は、この間に感情的なものが介入したことを決して否定しはしないが、彼等によつて惹起されたこの事件を旋回する對立抗爭の重點が決して、感情的な纏れの表面化といふことにあつたのではないことを、この書の讀者に知つていただきたいのである。そこで、この章では、専ら、上申書事件の學園紛爭史的意義を明らかならしめると共にこの事件についての冷靜な自己批判を試みることを主眼とするのである。

第二節 上申書事件の反總長運動的性格

(一)

學者の評價にはその人の學問的業績と學問的態度とをもつてするといふ最も正確な標準がある。彼等の暗躍の焦點が林要教授に對する中傷漫罵に集中され、前章第五節において讀者は十分にその間の事情を諒承された如く、遂ひに林教授の學園擁護のための自發的退職といふ痛ましい結末において彼等の策動に效を奏せしめはしたが、彼等の教授的地位の不安定には變りはない。學者の評價を誤らない湯淺總長に對抗するためには、法學部内における勢力均衡といふ最大の武器をもつてしても、彼等の教授的地位は依然として不安定である。ここに、彼等が反總長運動の擴充強化のためにいよいよ益々外部的勢力との緊密な連繫を策しはじめた理由・根據がある。彼等の合作に成る反總長運動・學園破壊運動を助成し達成する武器の一つとしての十錢パンフレットの名義上の著者洛北の若松華瑤氏といふ謎の人物の登場や、洛北青年同盟、大阪皇國農民同盟その他有形無形の團體が、彼等のために利用され彼等のために積極的に動きはじめたのは、この間の事

情をば、何よりも雄辯に物語つてゐる。この間における學園同志社は、全く無秩序状態の下におかれ、學内行政上の機密に屬すると考へられる事柄までもが外部に持ち出され、學園内外相呼應する人々によつて思ふ存分掻き廻されたのに對し、隱忍自重とはいへ、何等施す詮もなきかの如く彼等の横行にまかせた學園の實力を思ひ、齒を喰緊つて悲憤の涙を流した者は決して著者一人ではあるまい。かくして反總長運動は拍車をかけられたのであつた。讀者は、著者がこの機會に古屋・野村兩氏の退職後今日に至るまで、時と所を選ばずまことしやかに宣傳されてゐるところの彼等が名付ける「同志社總長湯淺八郎の兇逆思想」について、かつて同志社に學んだ一卒業生・校友として、またかつて同志社大學法學部において法律學を講じた教授として、我等の心の故郷であり一大家庭である學園同志社の家長たる現總長湯淺八郎氏の名譽のためにまた全同志社マンの面目のために、一言することを許されたい。

學園内外相呼應する一連の人々が誇大に放送するところを綜合すれば、湯淺總長は、先づ第一にプロマルキスト（これは彼等一流の用語であつて讀者はおそらくその意味を正確に理解することに多大の困難を感じられるであらう。著者も亦その意味を誤り傳へる虞なしと保し難いから註釋は差し控へる）であるといふのである。その理由とするところは、林要教授を庇護し、難波紋吉教授を専門學校長兼法

經部長に任命し、宗藤・具島・田畑の諸教授および著者等を擁護し、反マルキシズムを唱へた古屋教授・國體明徴を主張した野村助教を誹首したこと、および總長自身唯物辯證法を支持しマルキシズムの研究ならびに教授を獎勵してゐることなどであるといふのである。なるほど湯淺總長はこれ等の人々を擁護したではあらう、しかしそれは總長に私心があつたからでもなければ、これ等の人々がマルキスト・プロマルキストであるからではない、總長はこれ等の人々こそ學園同志社に學問的精氣を與へ新島精神・従つてまこと正しい意味での日本精神を高揚し實踐するところの人々であると確信したがためであらう。唯物辯證法が何んであるかマルキシズムが如何なる内容をもつものであるかについてのその學問的理解すらが疑はれ勝ちの人々が湯淺總長が唯物辯證法を支持しこれを正しいと吹聴したと言ふのだから、眞面目に反撃すること自體が不自然である。古屋・野村兩氏の誹首云々については、既に述べたが、御當人の恥を上塗りすることの效果以外に何等の收穫もあるまい。第二に、湯淺總長は不逞不敬の徒であるといふのである。その理由の一つがいはゆる神棚事件である。なるほど昭和十年五月に同志社高等商業學校において、神棚について、都下諸新聞が報じたやうな出來事はあつた。しかしこれは、彼等が言ふやうに湯淺總長が敬神崇祖の念に輕いかどうかといふこととはおよそ無關係な事柄である。武道場に神棚

を奉安することそれ自體はまことに結構であつて、寧ろ進んでこれをなすべきではあるが、しかし、高商當局の許可なくしてしかも隠密に奉安するが如きことは、却つて恐懼の極みであり、また學生訓育の立場から見ても、學校の秩序を紊す行爲と言はねばならぬが故に、生徒を訓戒したに過ぎない。生徒も亦これを諒としたと聞いてゐる。彼等が宣傳する如く、――

「然るに湯淺總長は「自分の許可も得ず、この同志社で日本の神様を祀るとは不埒ナ」と非常に激昂され、無理やりに暴力を用ゐて學生の祀つた神棚を引きずり下してしまつた」(若松華瑤氏著「同志社問題の經過報告」一〇頁)

と讀物本位に記述されてゐるが如きことは、斷じて信を置き難い。理由の二つにはいはゆる御眞影奉戴に關する不敬事件と稱せられるものがある。彼等の言ふところによれば、――

「昭和十年七月、神棚問題解決直後、湯淺總長は軍部の意向に恐れをなして始めて御眞影の奉戴を決意し、夏期休暇中にも拘らず、法學部文學部豫科の教授を非常招集して、奉戴の件につき協議せしめたる席上、「次には如何なる將校が来るやも知れぬ、自分としてはこの際軍部に先手を打つて御眞影を奉戴したい」と不敬なる言辭を弄した爲め總長の思想意志が再び問題となつた」(若松華瑤氏著「同志社問題の經過報告」一一頁)といふのである。しかしながら、同志社では、既に岩倉學園の方に數年前から御眞影を奉戴してゐる、そして四大節にはこれを今出川學園に奉遷し全學園的舉式によつて尊皇愛國の至誠を披瀝

して來てゐたのであるが、これではまことに恐懼に堪えざるものなきやを誰よりも深く感じた湯淺總長が今出川學園にも奉戴致したいと考へ教授諸氏に諮り奉護の宿直に關し教授諸氏の協力を希望されただけのことである。こうした學内的な事柄をしかも事實を歪曲して政治的に利用することそれ自體が、日本主義的立前において、まことに恐懼の極みではないか。その教授會の末席を汚した著者は、その席上、御眞影奉護の宿直に關し、非日本的な發言をなした二・三の教授のすべてが、反湯淺總長運動に狂奔されて居た人々であり、今出川學園に奉戴後の宿直に關し不始末事件を惹起した人もその中の一人であることを讀者に傳へて置かねばならぬ。因みにこの宿直事件に關し憶面もなく、事件の御本人がそれを洛北青年同盟の高木英夫氏に語つたのかどうかは知らぬが、高木英夫氏著「赤化エロの伏魔殿同志社を再曝露す」といふ興味本位的な十錢パンフレットには、その事件の御本人のために同僚的友誼を示めした人とすり替へて讀物的に記述されてゐるのを併せて讀者に傳へて置く。湯淺總長を不逞不敬の徒呼ばわりにする第三の理由は、湯淺總長が四大節の式場において國歌「君が代」を歌はなかつたとか、教育勅語における「御名御璽」を讀み違へて、――「藤田學生主事が恐懼して注意したのに對し、「なにオンナで差支ない、御璽はハシコだから讀んでも讀まなくともよいのだ」と空嘯いたといふ事實がある」(若松華瑤氏著「同志社問

題の経過報告「二頁」とか何んとかいふのである。我等の總長ともあらう人がそんな答辯をする筈もなからうし、またたとへそんな會話があつたとしても、同志社本部の教育主事ともあらう藤田義彦氏が第三者に話したとは信じられない、尤も、藤田氏が何等かの意圖をもつてこれを政治的に利用したと假定すればこれは別問題である。これが彼等が命名した湯淺總長教育勅語誤讀事件である。以上が「同志社總長湯淺八郎の兇逆思想」の全貌である。湯淺總長引責辭職すべしと手を替へ品を替へて詰め寄る根據の全部である。著者はこれ以上語る氣力を持ち合はせない、讀者の賢明な御判断を乞ふほかはない。

(二)

こうした彼等の反總長運動が露骨に活潑に行はれたにも拘らず何等の反響をも呼ばなかつた。こうした一系列の運動によつて、一萬に餘る同志社校友同窓、五千に近い學園同志社の全學生生徒ならびに同志社に關心をもつ數知れない世の人々の湯淺總長に對する認識を深めしめ、建設途上にある同志社の最高幹部たる人への同情を呼び起し、併せて彼等反總長運動者たる學園人の非良心的性格・非同志社的性格・非學究的性格をいよいよ曝はにした以外には、彼等にとつて何等の收穫もなかつたと見るのは著者のみであらうか。こうした事情は、彼等の反總長運動の局面打

開・戰略戰術の轉換を必然に要請したかに思はれる。時恰も同志社は、「時代の趨勢に鑑み、同志社の使命の、愈々遠大なるを達觀し、過去現在未來を一貫する同志社の根本精神を現代的に表現し、時代的に發展せしめたもの」(湯淺八郎氏「教育綱領制定に就て」同志社新報第十一號・昭和十二年三月十五日發行・一頁)としてのいはゆる新教育綱領を發表した。彼等はこの新教育綱領をば、反總長運動の局面打解のための搦め手戰術に利用した。かくて、彼等は、昭和十二年三月十六日附をもつて、學生の休暇歸郷中を奇貨として、いはゆる上申書なるものを湯淺總長にまで提出し、提出と時を同じうして都下の諸新聞社に持ち込み、一舉に同志社大學を陥れ、身の保全を計り、湯淺總長をして引責辭職の止むなきに至らしめやうとするいはゆる攻撃的防禦の作戰に出たのであつた。これがいはゆる上申書事件の形式的發端である。そして彼等が新聞戰術として打ち込んだ弾は見事命中した、すなはち、昭和十二年三月十七日朝の都下諸新聞は、「同志社の内部抗争爆發」(京都日日新聞)「同志社學園に未届有の危機」(京都日出新聞)といふ五段抜の見出しを掲げ殆んど全紙面をこれに當てたセンセイショナルな記事を滿載し、京都百萬市民を驚かせ、また「同志社大學の對立表面化す」(大阪朝日新聞)「瀬川教授ら上申書を提出・同志社大學の内部抗争」(大阪毎日新聞)といふ見出しの下に前者は新聞種の提供者の何人であるかを察知してただ何かしら事件があつたと

いふことを報じ、後者は新聞種提供に基く表面的な事實だけを報道して、大新聞たるの氣品を保ち、はしたがその報道によつて事件は全國的な關心を呼び起した。著者はいよいよ上申書事件そのものについて筆を運ばねばならぬところまで歩を進めて來たわけであるが、讀者は、著者が上申書事件の形式的發端と考へるところの上申書提出を策せしめた契機となつたいはゆる同志社新教育綱領を左に轉載することを許されたい。これは、「教育綱領制定に就て」と題する湯淺總長の聲明と見るべき一文と共に、「同志社新報」第十一號(昭和十二年三月十五日發行)に掲載されてゐる。(因みにこの綱領は、三月三日公表の際ラヂオ・ニュースとして全國に放送されたやうに記憶してゐる。)

同志社教育綱領

- 一 同志社ハ敬神尊皇愛國愛人ヲ基調トシテ之ヲ貫クニ純一至誠ヲ以テスル新島精神ヲ指導原理トス
- 一 同志社ハ教育ニ關スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ據ル信念ノ力ヲ以テ聖旨ノ實踐躬行ヲ期ス
- 一 同志社ハ基督ノ新精神ヲ信奉ス
- 一 同志社ハ敬虔自治日新中正ヲ以テ學風トス
- 一 同志社ハ良心ヲ手腕ニ運用シテ國家社會ニ貢獻スル人物ヲ養正スルヲ目的トス

昭和十二年二月二十六日制定・三月三日公表

第三節 上申書の内容とその魔術性

(一)

いはゆる上申書の提出は、同志社教育綱領の公表を絶好の機會として、いまや行き詰りに當面した彼等の反總長運動を挽回し、あはよくば、これを契機として反總長運動を強引に展開して一舉に同志社大學を陥れ非學問的な社會的勢力をもつて同大法學部を占領し、彼等の教授的地位を保全することを目的として、なされたものである。ここに上申書事件の學園紛争史的意義とこの事件の反總長運動的性格があるわけである。更にまた、彼等による同僚排斥運動の形式における新戰術の採用が、反總長運動の搦め手戰術としての巧妙さ・惡辣さを曝らにしたわけである。著者は、いはゆる上申書事件の形式的發端をなすいはゆる上申書の内容をば、左に示めすことによつて、讀者の記憶を新らたにしていただきたく思ふのである。讀者は、昭和十二年三月十七日の京都日日新聞・京都日出新聞の朝刊が既にその全文を掲載してゐることを特に留意していただきたい。(次ぎの引用は、若松華瑤氏著「同志社問題の經過報告」二四頁以下の形式そのままによるものである。)

下名等ハ

兼ネテヨリ同志社教育ノ根本方針ハ唯物思想、反國體思想ヲ齟齬シテ敬神尊皇・教育ニ關スル勅語ノ

聖旨ヲ奉戴シ以テ眞ニ良心ヲ手腕ニ運用スル國家有爲ノ人材ヲ養成スルニ在リト信ジ之ガ實現ニ微力ヲ捧ゲテ今日ニ至リマシタ。然ルニ過去數年殊ニ最近一ケ年ニハ此方針ニ反スル事ガ多ク甚ダ憂慮ニ堪エナカツタノデアリマスガ今度同志社教育綱領トシテ下名等年來ノ主張ト合致セル教育方針ノ公表ヲ見マシタコトハ同志社ノ爲メ國家ノ爲メ慶賀ニ堪ヘマセン依ツテ此ノ新方針ニ違ヒ左ノ事項ヲ實行セラレンコトヲ要望致シマス。

左 記

- 一、田畑忍助教授、具島兼三郎助教授、林信雄助教授ハ其思想傾向同志社教育綱領ニ反ス依ツテ其職ヲ免ゼラレタシ
- 一、宗藤圭三教授、林信雄助教授ハ風教上同志社教授トシテ適當ナラズ依ツテ其職ヲ免ゼラレタシ

一、法學部充實ノ爲メ學識、人物共ニ大學教授タルニ適ハシク且ツ思想、信念共ニ同志社教育綱領ニ合致スル人物ヲ招聘セラレタシ

以 上

昭和十二年三月十六日

法學部教授	瀬川次郎
法學部教授	村井藤十郎
法學部助教授	土井十二
法學部助教授	佐藤義雄

同志社大學長

湯淺 八郎 殿

以上が、いはゆる上申書の本文の全部である。ところで、讀者は、この上申書が如何なる形式をもつて、湯淺總長に提出されたと想像されるか。彼等は、自ら國體明徴を主張し日本精神を云爲する人々であるから、上申書の形式位ひは日本的になされるものと、讀者はおそらく期待されるであらう。何んぞ知らん、この上申書には、同日附をもつて同志社大學法學部長河原政勝教授

が、「右上申書ノ趣旨ニハ全幅的ニ同感贊成デアル、依ツテ之ガ實現ニ協力スルコトヲ表明ス」といふ附記があり、しかも人々をして啞然たらしめることは、この上申書が謄寫版印刷物であることである。なほその上に、驚くべきことは、この謄寫版印刷物の用紙は白紙ではなくて、かつて彼等が反總長運動のために撒布した活版印刷物の裏面に謄寫してゐることである。これが口では日本精神を主張し教學精神の刷新を云爲する人々の採るべき形式か。しかもこの上申書は三月十六日夜、河原部長が總長に手交した筈であるのに、早くも翌朝、都下諸新聞に發表されてゐる。上申書が謄寫版印刷物であつたり、それが一枚の奉書紙に書かれたものではなくて宣傳用怪文書の裏面を利用して何十枚も作成されたり、従つて上申書受理者に手交した上申書と新聞種として提供したそれとが大量生産された同種同型のものであつたりするところから見て、彼等の意圖するところが奈邊にあつたかを察知しえない日本人は一人もあるまい。讀者は、ここにゆるゆる上申書の魔術性の存することを賢明に洞察されるであらうことを著者は確く信じる。まことにもつて沙汰の限りである。世の批評家が「大學の動搖も下落した」と評する所以も亦ここにある。またこの上申書が、三月十九日の夜に瀨川教授等が今回の事件は全く「思想風教を憂ふるの舉」であると談話の形式でなした補足的聲明（これは三月二十日の京都市日出新聞その他に詳細に報ぜられ

てゐる）と共に、無内容であつて、全く同僚教授に対する誹謗であり中傷であり漫罵でしかありえないと評せられるのもまことに當然のことと言はねばならぬ。

(二)

著者は、ここで、この上申書が提出された當時を靜かに回想せねばならぬ。上申書提出がもつ學園紛争史的意義と性格とについては、既に述べたところであるが、ここでは専ら、いはゆる上申組教授といはゆる被上申組教授との法學部内における對立・従つて前者による後者の排斥・がもつ大學的意義を明らかにし、併せてその當時における被上申組教授團の態度について自らを顧みやうと思ふ。

いはゆる上申組教授團の中の瀨川教授といはゆる被上申組教授團の中の宗藤教授との二人は、著者がかつて同志社大學に學んだ當時教へを受けた舊師であるが、他の兩組の教授および助教は著者の先輩であるか机を共に並べて勉學にいそしんだ文字通りの同僚である。わけても村井・佐藤の兩氏は、かつて野村重臣氏を加へて、著者と共に、同志社大學私法研究所なるものを設立し、共同研究をしたことのある親しい友である。この四人の友の中から著者一人のみが取り残されたと言ふか自ら離れて行つたと言ふかともかく、不幸にしていはゆる敵と味方に袂を分つた經

緯はまことに感慨深いものがある。わけでも野村重臣氏については思ひ出深いものをもつてゐる。かつて著者等が法學部助手として共に民法學の研究にいそむ傍ら、同志社専門學校法經部（當時は政治經濟部と稱してゐた）の新進講師として相共に民法を講じてゐた頃に、當時の大學法學部長兼専門學校政治經濟部長であつた古屋教授の赤字財政を理由とする政治經濟部廢止の職權濫用的策動に對して、野村重臣氏が法學部助手團の指導者として、著者等と共に、政治經濟部存置運動を試み、古屋部長の策動を防止すると共に、當時の教授諸氏の消極的態度を是正し政治經濟部の存續運動のために積極的動きを醸し出すために、闘つた當時のことは、まことに懐しい追憶である。しかしながら、今にして思へば、この時既に、野村氏は村井氏等と共に半ばは非學問的な社會的勢力のために多大の關心をもちはじめたのに對して、著者は純粹に學究的生涯への途を辿らうとするものの如くであつたことが思ひ起されてならない。讀者は、著者が餘りにも感傷的な追憶に走り過ぎたことを許されたい。ともあれこうして私法研究所同人四人の中から著者一人は離れ去り、田畑・具島兩氏の學究徒的な進み方に刺戟され、年齒若き兩氏の公法學界・政治學界における活躍を範として著者も亦私法學における學界的雄飛のために營々として研究にいそしんだのであつた。皮肉にも、いはゆる上申・被上申・兩組の教授一人宛は經濟學者であつて

残りの三人宛に河原氏を加へた七人が同大法律學科關係の教授であつて、その學問に對する態度が截然と二分されてゐる。昭和十年の秋我等の同志社がその創立六十周年を記念して、「同志社友同窓會報」第百號特輯として發行した雜誌「我等の同志社」所收の「學内展望」「法學部の卷」は、「良心を手腕に運用する」人物を養成すべき使命のもとに、同志社學園が建設されてから早くも六十年、ここに學園中興の總長・湯淺八郎博士を迎へて「敬虔にして自由なる學風」樹立に邁進せんとする秋、學園の中核をなす大學法學部の陣容は如何？」といふはしがきの下に、當時の法學部教授諸氏の人物短評を試みてゐるが、この時既に、この展望氏は、昭和十二年春の紛争において二分された法律學科關係の諸氏の研究態度・業績などについて、まことに鋭く洞察してゐることを書き添えて置く。

ともあれ上申書はこういふ人々によつて、あのやうな形式において提出されたのであつた。それでは何故に、彼等は著者等四人を選んだのであらうか。著者等が上申され大學教授の職を追はれねばならぬやうな過誤を大學教授として犯したとでもいふのか。斷じて否である。著者は確信をもつて讀者に述べることができ、すなはち著者等被上申組教授諸氏が同大法律學部における唯一の學究的グループであつたからである。なほこのグループの一人難波紋吉教授を何故に彼等

が除外したのであらうか。おそらく、彼等のことだから、四對四といふ數の上での均衡をでも計るにあつたのであらう。彼等の難波教授除外について、難波教授と大澤理事との私的關係を云々する向もあるやうであるが、餘りにも穿ち過ぎた見解であつて、著者等の學究的グループの一人であつた難波教授のために一言辯じて置く。さればこそ著者等が學園を去つてからの攻撃の鋒先は難波教授に向けられてゐるのである。

ここで著者が自ら顧みねばならぬことは、著者等は彼等の上申書事件惹起に對して如何なる態度をもつてしたかといふことである。著者は被上申組教授諸氏に向つて應戰論を勸説したのであるが、他の諸氏は靜觀論を持して譲らず著者も亦上申書提出直後の學園内外の情勢からみて、靜觀論にも理のあることを認めて他の諸氏と行動を共にしたのであつた。しかし今にして思へば、最後までこの靜觀論をもつてしたことが被上申組敗戦の一因をなしたのではあるまいか。當時の被上申組に積極的好意を寄せつつその態度を批評した一文に、――

『けれども非難された方の一派の人々が、これ程野卑な方法で攻撃されてゐながら唯々沈黙を守つて形勢ばかりを觀望してゐるのは、その態度が餘り利口すぎて好感がもてない』(土曜日第三十號・昭和十二年四月五日號)。

といふのがあるが、このように批評されても返へす言葉はない。

ところが、その後における情勢の變化は、著者をして被上申組の沈黙は上申組の策動・暗躍を益々有利ならしめるものあることを痛感せしめ、再三その主張に贊同を求めたのであるが、遂に共同戦線における共同的聲明の不可能なることの結論に達した著者は、この點については單獨行動を採ることの承諾を得て意を決して、昭和十二年四月五日附をもつて、挨拶に代へて私信の形でいはゆる聲明書をば、この事件勃發以來多大の御配慮に預つた諸方面の人々に宛てて發送したのであつた。當時における著者の心境は、我田引水の誹を免れえないかも知れないが、著者は思想ならびに風教の兩方面において上申された者であることの故に、著者の聲明は思想のみであるひは風教のみで取り上げられた同志の人々の聲明をも兼ねうるものとひそかに信じてゐた。著者のこの心境は、著者の聲明的挨拶に對して各方面からいただいた數多い返信によつて、十分に汲み取られたものの如くであつたことを、今なほ大きな感激として腦裡に新らたである。讀者は、その挨拶狀をここに収録することを許されたい、――

肅啓、時下陽春の砌貴益々御穆清の御ことと拜察仕り大慶至極に存じます。陳者去る三月十七日附大阪毎日新聞・京都日出新聞等が報導したところによりますれば、現に私が所屬する同志社大學法學部の同僚教授たる瀬川次郎・村井藤十郎・土井十二・佐藤義雄の四氏連署に成

る所謂上申書なるものが、法學部長河原政勝教授の絶對的賛意と積極的支持の下に部長を通じて湯淺學長宛に提出されたさうであります。私は今四氏の今回の御行動を敢へて批評しやうとは致しません。しかし同僚教授に對するにかかる方法をもつてされたことについては、學園を愛しその平和を願ひ學園わけても大學法學部の再建と發展とを念願し、微力とはいへ誠意と熱意をもつて努力しつつある私としては、少なからず残念に存じます。また常に、直接に間接に陰に陽に我等の學園の爲めに御高配を忝けなくしてゐる貴臺に對しては、まことに恐縮の極みに存じます。

新聞紙の報導するところによれば、不肖林も亦被上申者の一人ださうであります。何を根據に免職を要請されたかは詳かではありませんが、たとへ根據と稱せられるものがあるとしても同僚教授としての私に對しては一言半句の注言はおろか苦言の勞をも御取り下さることなく、突如として、しかもあらゆる手段を盡し萬策盡きてこの舉に出でたと聲明されるに至つては、いささか腑に落ちないものを感じます。林助教免職すべしと要請された根據として新聞紙の傳へるところによれば、

一、その思想傾向同志社新教育綱領に反す依つてその職を免ぜられたし、

一、風教上同志社教授として適當ならず依つてその職を免ぜられたし、

といふにあるものの如くであります。しかしながら、先づ第一に、私の思想傾向として何處に法學部助教たるの現職を免ぜられねばならぬものがあるかは何等明示されて居りません。後に補足的聲明として、談話の形式で諸新聞に發表されたと傳へられるものの中にも不幸その理由に接しません。まことにおがましい表現ではありますが、私は、私が學界の一隅にささやかな席を占める著作として『判例を中心としたる債權法論』(總論・各論)を既に上梓してゐますそれと前後して各種の學術雜誌に私の專攻する民法學研究の一里塚を打ち込む意味において數種の論文を發表して來ました、それ等のどれが同志社新教育綱領に反するかを明示して戴きたかつたのであります。私は、私の思想傾向が同志社新教育綱領は勿論國家思想に反するとは毫も考へて居りませんし、未だかつて學界においてかかる批判に接したことは斷じてありません。次に風教上同志社教授として適當ならず依つてその職を免ぜられたしとされる上申項目についても、如何なる點が風教上同志社教授として適當でないのかについて、一言半句も責任ある理由を明示されて居りません。また未だかつて四氏の中の何人からも責任ある注言・苦言に接したことは一度もありません。こうした内容しか持たない上申書並びに補足的聲明が私の先

輩であり同僚である四氏によつてなされたことはまことに遺憾の極みに存じます。顧みれば、昨春、古屋美貞・野村重臣兩氏御退職を契機として我等の學園を組上にのせた各種の印刷物が作成散布されたことは今尙記憶に新しいことであり、それ等の中には、不肖林の風教上の問題と稱するものに言及したものがありません。昭和十二年一月十三日消印、東京中央局發「東京市京橋銀座西町八ノ九民友社内同志社大學校友有志一同」の名の下に作成散布された無責任なる謄寫版印刷物はその集成であります。しかしながら、該印刷物は全く一個の興味本位的な創作に過ぎず、従つて私は私の名譽にかけてこれを全面的に否定致します。當時私がこれに對して何等の反撃をも試みなかつたのは、該印刷物の性質に依據することは勿論、また沈黙は常に必らずしも事柄の肯定を意味するものではありませんし、學園内外の諸事情から見て、専ら沈黙を守ることこそ私の採るべき態度でありまたそれが學園を守り平和を維持してその將來の發展飛躍の爲めに役立つものであるとの固い信念に基いたからであります。學園數百の學生諸君はその一人一人に至るまで私の意のあるところを諒承し、教室において研究會において極めて眞摯な態度で私と共に學問的精進を致して居りますことは私の何よりの喜びとするところであります。にも拘らず、今回、先きに述べましたやうに、瀬川教授等があつたやうな御行動に

出でられましたことは、まことに残念至極に存じます。身の不徳の然らしめるところとは申せ不肖林、内に顧みて、何が故に同僚たる四氏によつて、あのやうな形式において大學教授としての現在の名譽が誹毀されねばならぬかを思ふとき、まことに感慨無量のものがあります。おもふに職を最高學府に奉じ、年々歳々數百に餘る有爲の青年學徒の前に眞理至誠を説く現在の私を顧みると、責を負ふてその職を退かねばならぬやうな事柄は、幸ひにしてこれを持ち合せてゐないといふ良心的喜びを感じ、ひたすら學究徒としての使命遂行に精進してゐる次第であります。何卒私の微衷御溫情をもつて御賢察・御諒承下され末長く御教導・御鞭撻願へまするならば身に餘る光榮と存じ、伏して懇願仕る次第にございます。この盡さざる言葉をもつて、日頃の御厚情を深謝し奉ると共に分に過ぎたる御高配の程を心から厚く御禮申上げる次第でございます。

頓首

昭和十二年四月五日

同志社大學法學部助教授

林 信 雄

(三)

著者は更に筆を進めて、このいはゆる上申書提出を形式的發端として惹起された同志社大學の紛争をば、世の人々が如何やうに感じ判断し評價し批判したかを回想せねばならぬ。

「土曜日」第三十號(昭和十二年四月五日號)は、——「大學の教授に限られたことではないが、殊に大學では「同僚の友誼」といふものは大學の歴史と共に尊ばれて來た。それは眞理を探究する身は、互ひにその受持ちの領分での權威を認めて、尊敬し合ひ、助け合はなければ綜合された眞理を見出すことは出來ないからである。われわれは怪しげな名目で同僚に對する誹謗が世間に發表されるやうなことをする人々の、此の「同僚の友誼」に反するやり方に賛成し難い」と同志社の上申書さわぎの非大學的性格を明らかにしてゐるのであるが、この「土曜日」が、何よりも先づ奇異に感じたらしく思はれることは、この上申書の提出がどのやうにして外部に漏れたのであらうかといふことである。これについて、——「同志社大學の法學部教授の間に、黨派的な對立があつて、一派の人々が他の一派の人々を罷免するやうにと云つて、總長に上申書を提出したさうである。さう云ふことは、もちろん總長が外部に洩らす筈はないから、その記事が新聞紙を賑はしたのは、一派の人々が示威的な意味で新聞記者諸君に進んで洩したのではなからうかと想像され

る。即ちその記事が新聞にあらはれたことも亦、一派の人々の戰術であつたのではないかと考へられる」と判断してゐる。まことにその通りであると裏書きできる者は著者一人では決してあるまい。それにつけても驚嘆すべきことは、上申組教授諸氏の下世話にいはゆる心臓の強さである。たとへば昭和十二年三月十八日の京都日出新聞は、「瀨川教授ら總長に陳謝」といふ見出しの下に、——「同志社事件につき態度を注目されてゐた上申組の瀨川次郎、村井藤十郎、佐藤義雄の三氏は河原法學部長とともに十七日午後三時本部總長室に湯淺總長を訪ひ、自分らの今度の行動が世間に逸早く傳つたことについては何ら興り知らないが、これがため世間を騒がしたることについては心から遺憾に思ふ、誤解を招く恐れがあるので、一應陳謝したい旨を述べ間もなく辭去した」と報じてゐるが、これが、いはゆる上申書を、かつての反總長運動の具に供した宣傳的怪文書の裏面に、謄寫版印刷をもつて大量的に生産した人々の言ひ草であることを讀者に改めて一言して置く。ところで——「四人が他の四人を誹謗してゐるところの、どう考へても、私的な意見の表白と思はれる上申書を學部の公の意見の代表者である筈の學部長」がこれを取次いだことを世の人は如何に見たか。「土曜日」第三十一號(昭和十二年四月二十日號)は、——「學部長も亦、よくもそんなものを取次いだものだと思はれることである。河原法學部長は國際法を講義してゐられる方であるが、學

内事件については法律的に考へて進退されなくてもいいのだらうか。これは大學教授會の權威を完全に失墜させることであつて、學問の自由を、他から制限されたのでも、彈壓されたのでもなく、自分たちから進み出て賣渡すようなものだから、全く念入りの行動だ」と評してゐる。

春山直樹氏は、「同志社大學の内紛と新聞」(現代新聞批判・昭和十二年四月一日號)と題して、上申書事件を採り上げ、——「新聞記者は、このごろの大學紛騒をすぐ思想問題と早合點して、國家主義を旗幟にした者の相手をすぐ左翼だと思ひ易い。ところが、同志社今回の内紛は決して思想問題などといふ純粹な派手なものではなく、全く一派教授の感情よりした惡質な不純な排斥問題なのである。この真相をつきとめることなくしては同志社大學の内紛は正しく認識出來ない」と述べ、上申組諸氏の短評の裡に今回の事件の惡質不純さを明らかにし、筆を新聞に進めて——「何れの新聞の態度も止むを得ざる早急の處置であらうが、同時に、別欄において、直ちに何人かの批判を必要とするのではあるまいか。そして何ら同僚を追ふべき堂々たる理由なくして徒らに上申書を出すことの可否、平地に波瀾を捲き起して學園や校友や社會を騒がすが如き仕業、提出者が果して大學教授として、他を追ふほどの資格あるものかの反省、教授の任免は總長の手にあるもの、勝手に教授が排斥することそのことについて、提出者自身が責任を取るべきもの等々

について、社會的正義の立場に立つて一言論じてよいであらう」と結んでゐる。また横田三郎氏は「同志社大學内紛の解剖圖」(現代新聞批判・昭和十二年四月十五日號)と題して、同志社學園紛争の史的概觀の裡にはゆる上申組教授諸氏の非學者的性格・態度・行動などを俊烈に批判し——「學園も社會から切離された離れ島ではない」のだから、「經濟法則は研究室や教授室のコンクリート壁を平氣で透してどしどしと流れこみ、例の「惡質は良貨を驅逐する」グレシヤムの法則通りを、遠慮なく現象せしめるのである。上申書といふやうな飛んでもないものを書く教授たち、それを總長に取次ぐ部長と、大學を追ひ出されて肩書を失つてしまつた連中との顔觸れを比較して見れば、どちらが惡貨か良貨か、わけなく分るであらう」と結論してゐる。

最後に、讀者は、著者が、上申書の内容批判をも含めて、「同志社騒動を見る」林純平氏の「學園騒動とその社會的意義」と題する昭和十二年三月二十日から三回に亘つて夕刊大阪新聞「文化と批判」に連載されたものの中から、上申書の内容批判を試みられてゐるところを左に引用することを許されたい。すなはち、——「上申書は三項目に亘り、その第一に、田畑、具島、林の三助教授はその思想傾向同志社教育綱領に反する、よつてその職を免ぜられたしとなつてゐる。どんな點が同志社教育綱領に反する思想傾向か、詳しい説明がないので判然としないが、組上に擧げ

られた右三助教授の今までのアルバイトのみを通じて見たとき、同志社教育綱領には門外漢でよく知らないが、わが國家思想には何等反する所を見出し得難い。否、右三助教授は同志社に於ける新進篤學者としてその前途が大いに囑目されてゐるとさへ傳へられてゐる。加之、同志社精神が同志社教育綱領に示めされたが如く「基督に據る信念の力を以て聖旨の實踐躬行を期す」ものせば、國家思想に反せざる限り同志社教育綱領にも反しないと見て差支へなからう。従つて徒らに人に思想傾向云々の烙印を捺し、恰も危険思想家の如く取扱ひ、風聲に驅られて直ちに人を同志社教育綱領乃至國家思想に反する思想の持主と見做すのは毫も許容し得ざるところである。否大學の使命が學問の蘊奥を攻究するところにある以上、學問的に人の思想を検討し以てその真相を闡明するのは學者の當然の任務である。このことはまた學ぶ者に對しても學問的熱意を驅り立てるものとなり得る。が、それがただ愛國又は愛校の美名の下に無法に同僚を傷つけ輕蔑し、且つ踏み倒して快とするのであるとせば、それは實に唾棄すべき嫌惡な行動である。のみならずかかる卑劣な行動こそ却つて「純一至誠を以てする新島精神を指導原理とする」同志社精神に反するものと云はざるを得ない。次に上申書の第二には、宗藤、林兩氏は風教上同志社教授として適當ならず、よつてその職を免ぜられたしとなつてゐる。之またどんな點が問題になるか判然とし

ないが、假令それが問題になるべきものとしても同僚として將又學園體面上かくの如く爆弾の上申書に依つてでなくとも好誼的に、もつと平穩な解決方策もあつたであらう。従つてかかる行動は如何に善意に解してもそれはただ相手を責める手段に持ち出された行爲に過ぎないといふ所しりを受けざるを得ない。上申書の第三には法學部充實の爲め學識人物ともに大學教授たるに相應しき人物を云々してゐるが、筆者は不幸にして今回この上申書を提出した四教授をば皆この項目に相應しい人物だと肯定することは出来ないものである。要之、今回の上申書なるものは單に年來の内訌の表面化したるものに過ぎず、積年の感情の纏れを理論的に飾つたものに過ぎないといふ見られぬ。

第四節 上申組教授と被上申組教授

(一)

いはゆる上申書事件は、それがもつ學園紛争史的意義を離れて斷面的にこれを見れば、まさしくいはゆる上申組教授團と被上申組教授團との對立・抗爭である。従つて、ここでは、對立し抗

争する人々が如何なる人々であるかが客觀的に・しかも學問的角度から・浮彫されねばならぬ。著者はここに昭和十一年の夏から秋にかけて、數十回に亘つて夕刊大阪新聞に連載された林純平氏の氣品あるしかも輕妙な筆致でものされた「關西七大學教授評判記」第二十五回から第三十回に至る「同志社の卷」の中から引用して、讀者における賢明な認識・理解のための参考に供して置く

(二)

著者は、先づ、いはゆる上申組教授團の側から引用の筆を進めやう。

『評判記』第二十六回は、『第一線に立つ同志社マンの面々』として河原、瀬川、宗藤の三教授を取り上げてゐる。

河原教授——「法學部長は河原政勝教授。氏は大正五年同志社政治科を第一回で卒へた同志社マンであり、國際公法の擔當である。二度も洋行したさうだが、學問的には何らの進境も發展もなく平凡そのものでありただロンドン大學に學んだ英國式ゼントルマン型を倣ひ、瑞西人の奥さんを娶つて來た位である。教室へ澤山の參考書をかかへ込み、外國書を讀まぬ怠け者の學生に見せびらかすのはいいが、氏自身が十五六年間も同志社の教壇に立ち乍ら未だに「*Jus angariae*の研究」とか「國家承認問題の一考察」とかいふ平凡なる論文を二三篇しか書いてゐない事はどうし

た事か。その學問的怠慢は責められても敢て辯解の辭はあるまい。尤もこれは氏に何も特別にアルバイトを要求してゐるのではない。せめて充實した講義でもしてもらへればいいと思ふからである。氏の砂を嘔むが如き無味乾燥にして貧弱なる内容の講義には學生たちも恐らく満足すまい。氏はカトリック信徒で人間的に正直な一面もあるが、英國式ゼントルマン型で狡猾な一面もある甘い點數とコーヒ政策に依り自己のファンを糾合したり、國際聯盟支部に集る學生と學問的といふより寧ろ社交的な空氣を醸成してゐるのを見ても分るだらう。従つて今に大いに發奮努力して學問をしない限り、「國際法をやる人が少ないため、偶々教職を墨守することが出來たに過ぎない」といふ講りを受けざるを得まい。』

瀬川教授——「瀬川教授も大正六年同大經濟科を出て、京大經濟學部を経て來た同志社マンで既に十四五年の同志社講壇生活をしてゐるが、その間思ひつきの論文數篇を「同志社論叢」に發表し、大毎經濟欄に焦點不明の經濟隨筆を書いた位である。商業經濟と財政學を擔當し、學生に「株式會社もトラストもカルテルも統制經濟の一つの型である」と講義する。これが氏の手前勝手な而も學生に強制販賣をやる統制經濟論である。従つて瀬川教授によれば資本家間の自由競争に依つて必然に生れ、且つ生産の組織化、相互間の競争の防止、市場の獨占のため資本家團の結合體

として現はれるトラストもカルテルも、自由競争を根本とする企業の獨占化過程ではなく、初めより本質的に統制経済であつたわけであり、企業の獨占化イコール統制主義になるわけである。かかる與太話は勿論學界には通用しまいが、それが大學教授の見識であるから實に啞然たらざるを得ない。それは要するに問題を見るべきところに見ずして、ただ販賣地域の分擔とか、生産過剰と競争の防止とかいふ企業合同又は企業聯合の現象形態にのみ囚はれて、トラスト、カルテル統制経済等の本質を見分けし得なかつたからである。少くとも現代資本主義社會が何故に非統制的であり、何故に統制しなければならぬかといふ統制経済の歴史的意義乃至その社會科學的把握などは、およそ氏とは縁の遠い世界の話である。一年間數十頁の氏の講義に依つて學問の蘊奥を極めようとする同志社の學生たちよ、幸あれである。更に氏は自由主義の顔をしてゐるが、實はフアツシヨの音頭を取つて居り、同時に學究者と云ふよりも、いはゆる威嚴を保つ「教授型」の典型的人物である。」

村井教授——「村井藤十郎教授は大正十四年同志社法學部政治學科卒業、「國體商法」といふものを講じてゐる人で單なる従來の商法に「國體」を冠したものに過ぎず、それを以てひたすら時流に投じ保身の策に努めてゐる抜け目のない「商人型」である。東大の商法講座擔當田中耕太郎博士

の商法の體系と殆ど同じ體系と分類法を採つてゐながら之を自己獨特の體系の如く云ひ、而も田中博士と肩を並べようとする所、まるで中學生が大臣を夢みるやうな感がする。氏の著「商法總則判例法」は同志社高商部の講義案に判例を組み入れたもので、「民商法雜誌」あたりの月並の新刊紹介に於てさへ「判例は澤山引用してあるが、全體の書き振りとか引用の仕方とかがギョチない」と評され、その内容は之と云つて取り立てる程のものでない。」

土井助教——「刑法擔當は驚く勿れ醫學博士土井十二氏である。氏は京大小南又一郎博士の下で法醫學を學び、例の小笹殺し事件に際し大いに小南博士を援けた功があつたが、大學の花形講座たる刑法の講義には荷が重すぎよう。法醫學を研究してゐるから患者の脈は取れなく、今にも斷種（去勢）に關する研究をやつたり、醫師の祕密漏泄と刑事責任を論じたりする。尤も氏は瀧川幸辰氏の下で刑法を學んだといふが、單に學んだことが講義をやれる資格にはなれない。東大何千の卒業生は牧野刑法を學び、京大何千の卒業生は瀧川刑法を學んだことには相違ないが、それで直ぐ同大の刑法講座ぐらひは持つてようとは思はれない、嘗て同大研究室の研究會で氏の研究発表の際、今は退職した某教授から「君のやつてゐるのは自然科學かね、社會科學かね」といふ皮肉な質問を受け、その答辭に困惑して冷汗をかいてゐたと云はれる。どうせ刑法を講義するなら

もう少し研究してしつかりやるべきである。」

佐藤助教——佐藤助教については、この「評判記」の筆者は、どうしたことか筆をとつてゐない。たまたま偶然に失念して書き落したのか、それとも批評すべきものすらなくて、故意に無視したのか、それはこの「評判記」の筆者に聞いてみるほかには致し方がない。

(三)

次いで、著者は、この「評判記」の筆者が、いはゆる被上申組教授團の諸氏について評するところを讀者に傳へて置かう。

「評判記」第二十九回は、「學問的熱意に燃ゆる新進學徒のトリオ」と題し、——「現在同志社に於ける學問的熱意は、宗藤、難波兩教授のほか、具島兼三郎、田畑忍、林信雄の三助教とに見られよう。そしてこれらの人々が現在同志社に残された學問的グルッペであらう」といふはしがきの下に、著者等三人を取り上げてゐる。

宗藤教授——「統計學、統計特殊理論、農業經濟擔當の宗藤圭三教授も同志社生え抜きであるが、氏は恒藤恭氏の薫陶を受け、恒藤氏に私淑してゐるだけあつて、學問的良心は缺いてゐない氏の「統計學原理」は特異な論著であるが、氏の弱氣な性格からして教壇に於ける氏は至つて生彩

が乏しく、従つて多くの學生には氏の眞實は恐らく理解されないかも知れぬ。尙統計學はいいが農業經濟學は學生に評判がよくない。従つて氏にとつて農業經濟學は重荷ではないか。だがこれはむしろ學校當局が缺員を補充しない怠慢に責任があるので、その尻拭ひをやる氏には却つて同情すべきである。兎も角、眞面目な學徒として寂れた同志社に於ては敬意を表すべき一つの存在である」

(因みに宗藤教授は昭和十二年八月多年の研鑽の功成つて經濟學博士の學位を獲得された。まことに御同慶の極みである。)

具島助教——「具島氏は九大出身の秀才で、今中次郎教授の下で政治學を専攻して來た人、同志社マンで固まつてゐる現同志社學園では唯一人出身校を別にしてゐる。氏のファッシズム研究は最近ますます磨きがかかつて來たし、深まつてゐる。「ファッシスト國家論」「ファッシズム勞働統制」の著書は既に好評を博し、今後とも最も囑望されてゐる温厚な眞面目な學徒である。」

田畑助教——「田畑氏は昭和二年同志社法學部政治學科を卒業、憲法擔當として近年メキメキとジャーナリズムに現はれてきた少壯學徒で、同志社生え抜きの學者として白眉である。佐々木惣一、中島重の兩氏に私淑し、舊著「帝國憲法逐條要義」及び「二恩師に捧ぐ」近著「憲法學の基

「基礎理論」には氏の學問的熱意が全面に溢れてゐる。同時にそれには必ずしも恩師の學說に盲従するよりも、むしろ批判的に之を乗り越えやうとする努力が窺へる。加之、氏は主觀的法理論とは全く正反對の見地に立ち、「凡そ法律の解釋は、その法律を在るがままに見て、その意味を明かにすることである。決して法律を主觀的に曲げたり歪めたり、つくつたりすることではない」と前提し、「主觀的解釋の許容は、獨裁主義、獨斷主義、專制主義、朝令暮改主義等の許容であり、又他面に於ては近代的精神に合致せざる怖るべき法的アナキーの看過である」と論じてゐる。従つて、「主觀を棄て、私情を抛ち、我執を去つて、理解のそして又解釋の對象となつてゐる法律に對する合一歸心的な態度が、唯だ一つその法律を學問的に理解し得る従つて又解釋し得べき道である」ことを強調してゐる。之は生きた法を理解する上に於ては當然かくあるべき正しい見解である。尙ほ氏は「憲法學の基礎理論」をば「未だ日本憲法そのものの研究ではない。寧ろ……それへ至る道程でもあり、その「前論」でもある。が、もとより著者の願ひとするところは、別によき『日本憲法論』の著述にある」と云つてゐるから氏の研究は大いに期待して止まない。」

林助教授——「林氏は昭和四年同志社法學部を卒へ、現に債權法を擔當してゐる篤學者である。「判例を中心したる債權法論」總論・各論の二卷は若い學徒としての努力の現はれといへよう。一

通り出來た基礎の上に立つてこれからはむしろジミに學問の深みをつけることが氏のなすべきことであらう。」

因みに、この「評判記」は、現法學部長黒川芳藏教授、難波紋吉教授、松山斌教授、松井七郎教授についてもそれぞれ批評を試み、昭和十一年春の紛争の犠牲者として學園を去つた林要教授について語り、古屋・野村兩教授の解職問題を批判し、最後に、文學部教授諸氏についても短評を試み、『關西七大學教授評判記』同志社の巻」を終つてゐる。

第五節 上申書事件の一應の解決

(一)

反總長運動の搦め手戰術としての上申書の提出によつて惹起されたいはゆる上申書事件は、學園の破壊・學園の占領を目指してあらゆる祕術を盡して策動し暗躍を續けた内外相呼應する一團の人々によつて、學園は思ふ存分に掻き廻され、いはゆる被上申組教授團の餘りにも利口すぎはしないかとの非難さへも加へられた程の隱忍自重の靜觀的態度の堅持の故に、何時終るやも知れ難い情勢の裡に時は流れたのであつたが、「日頃より湯淺總長に深厚な同情を寄せて居た憲兵司

令官中島今朝吾中將は、十日夜個人の資格を以て、わざわざ入浴の上、湯淺總長始め學校當局其他關係者と、同伴に關して會見し、大いに調停に努むるところがあつた（同志社新報第十二號・昭和十二年四月十五日號・附録）ので、やうやく解決の曙光が見えはじめたかに思はれた。著者は、ここで、當時の同志社常務理事小林正直氏の行動について、一言せねばならぬ。小林理事がこの事件勃發以來、文字通り東奔西走この事件の解決のために盡力されたことは否定し難い。しかしその奔走の態度ならびに内容は、必らずしも公平無私であつて同志社の見地において感謝すべきものであつたかどうかは、まさに大きな疑問である。著者は、この事件勃發以來、小林理事と面談したのは先きも後にもただ一回のみである、しかるに小林理事自ら語るところによれば上申組諸氏とは數次の會談の機會をもたれてゐる。しかも著者が被上申組の他の諸氏に難波・松山の兩氏を加へて、昭和十二年四月五日同志社榮光館會議室で面談の機會をもつたその時の會合が、小林理事が上申組教授諸氏から詳細に且つ一方的に聴取した野紙十數葉に摘録されてゐる一々について確認するために、著者等を査問した會合であつたとの感を抱いた者は決して著者一人ではなからうと思ふ。小林理事は、著者等の事態の説明に耳を藉さうとはしない、氏が彼等から聴取した事柄を、しかも著者等の眞摯な質問に對する僅かの返答として、「彼等はこう言つてゐる」と恰も彼

等の代辯者の役を果すが如き態度で、その會合の數時間を費したに過ぎない。いやしくも大學教授數名に接するに、小林理事が、恰も氏がかつて主宰した三井物産の平社員に對するが如き傲慢な威迫的な態度をもつてしたことに對し、不快の念を禁じえなかつた者も決して著者一人ではあるまい。小林理事は、形式的にはともかく實質的には、斷じて調停者ではなくて、全く上申組教授諸氏の代辯者であり、ある意味においては、指導者であつたと見らるべき人であることを讀者にお傳へしたい。ともあれ、こうしたことの裡に、四月十一日の朝には、上申組・被上申組の兩教授團は、京都ホテルで中島憲兵司令官と面談した。著者等は、中島司令官の理解ある紳士的な態度に敬意を表し、我等の學園に一日も早く平和を取り戻すことを衷心から念願したがために、その調停的申出を諒としたのであつた。上申組教授諸氏の會談の内容が如何やうなものであつたかは著者の知る由もないところではあるが、おそらく彼等のことだから彼等一流の主張を固持して司令官を困惑せしめたのであらうと想像される。四月十二日の諸新聞朝刊は、中島司令官調停による事件解決の曙光云々を報じてゐるが、その記事の中に、また例によつて瀬川教授談といふのがあるが、その談は、著者の右の想像を裏書してくれるやうに思はれる、曰く――

『今朝九時半から京都ホテルで河原部長ほか村井、佐藤の三氏と共に一時間半に亘つて司令官と面談致しま

したが、私達としてはあの上申書を出さなければならぬ事態に到つたまでの経緯を詳しく説明申し上げただけで司令官に一任したことは全然ありません、又一任するもしないも具體的な話は全然なかつたのですから、第一かかる問題に對し司令官にわざわざお世話になること自身がどうかと思ひます、當局は何といふかも知れませんが、私達は上申書に對する總長の確答を待つばかりです、勿論上申書の私達のいはんとする所が理解されるならば別に文字に現はれた通りを無理に實現せよとはいひませんが、好んで争ふ意は全くないので、何れにせよこのままではまだ解決とはいへませんでせう」(京都日出新聞)

昭和十二年四月十四日の我等の同志社は、朝來緊張を示めしてゐた。同志社本部樓上では緊急常務理事會が開催され、上申組・被上申組それぞれ學内において、この事件解決について協議したのであつた。かくて同夜十時に至つて、次ぎに掲出するやうな各當事者の聲明と言うか何んと言うかともかく一定の意思表示をなし、一人の犠牲者もなく圓滿に妥協案成立し、かくて中島憲兵司令官代理森京都憲兵隊長の發聲で 天皇陛下萬歲、調停者の一人たる若松華瑤氏の發聲で同志社萬歲を唱へ、列席者一同國旗に署名して、調停役に立つた中島司令官に贈るなどといふ劇的場面を残して、この事件は一應解決を見たのであつた。讀者は、次ぎに、文書でもつてなされた各當事者の意思表示を掲出することを許されたい。

理 事 會

今次の法學部問題に付常務理事會は左の方針を以て之を解決す

由來本問題は一家の家長と兄弟との問題なるを以て家族的精神に則り日本精神と基督の眞精神にて解決す從て他を咎むる前に先づ己を責め他を咎むることを更に一步進めて他を援け保護することに基礎觀念を持ちて處理す

仍て關係者一同自己を忘れて學生生徒の現在及將來の立場を明朗ならしむる爲め學生生徒を中心として己を虚しうして解決せざる可らず以上の如くして解決せば教育綱領の制定を機縁として生ぜし今次の家庭争議の處理により禍轉じて福と爲り綱領の精神は愈發揚せらるるものと謂ふべし

而して本日下記の如く圓滿解決を見るに至りたるは小林正直、若松華瑤、中島今朝吾三氏の熱誠且懇切なる犠牲的盡力の賜にして常務理事會は一同滿腔の謝意を表するものなり

昭和十二年四月十四日

同志社常務理事會

甲 組

吾等の主張は國體を明徴にし教育綱領の精神を具現して同志社を明朗なる學府たらしむる如く

盛り立つることが其の主張なり其の主張に就て自ら信ずる所にして飽迄之を主張す然れ共主張貫徹のため今回採れる方法が圖らずも學内外を騒がすの結果と成りしことを遺憾とし依つて茲に陳謝す

乙 組

吾等は今次の問題に付今日まで同志社内外に不安動搖を起させし根本原因に就き自ら顧みて其責任を感じざるを得ず此は吾等の研究の不足と徳の足らざる所に原因の存するものと認むる故其點に就ては自責の念に堪えず此際吾等の責任を明かにするを至當と考へ茲に進退を伺ふ次第なり

今後教育綱領の精神に基き國體明徴に努力することは素より我等の念願する所なり

總 長 挨拶

我身ノ非才薄徳ヲ顧ミズ之ノ重任ニ就キタルガ任重クシテ其責任ヲ盡スニ充分ナラズ之ガ爲校内ノ統制ヲ保チ得ズ學生生徒ニ少カラズ不安ヲ感ゼシメタルコトハ誠ニ慚愧ニ堪ヘズ幸ニシテ諸君ガ極メテ朗カナル日本精神ト基督ノ眞精神ニ基キ繕リヲ一掃シ和衷協同本職ヲ援ケテ共ニ國體明徴及教育綱領ノ具現ニ邁進スルコトニナレルハ學生生徒ノ爲メ又同志社先輩ニ對シ本職

トシテ誠ニ幸ニ思フ不徳不敏ナルモ諸君ノ協力ヲ得テ驚馬ニ鞭チ同志社ノ改善充實ニ最善努力ヲ拂ヒ以テ教育報國ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期ス

(三)

かくて、いはゆる上申書事件は、この事件が彼等の反總長運動の搦め手戦術であつたといふ限りに於いて、調停による解決は、まさしく彼等の一敗ではあつたが、實質的には著者等の敗北に於いて、一應結末を告げたのであつた。今にして思へば、平和的解決を望んだとはいへ、また如何に學園の實力が貧弱であつたとはいへ、著者等の採つた讓歩的戦法は、完全に失敗であつた。總長・理事者・著者等のもつ同志社マンとしての情操と彼等の情操とは完全に相容れないものがあつた。讀者の見られた如く、總長の挨拶・乙組すなはち被上申組の意思表示たる調停妥協成立案・に現はれた謙讓の徳を通り越した弱腰と評した人があつた程の協調的態度にも拘らず、あの厚顔な甲組すなはち上申組の態度を回想すれば、著者は全く感慨無量である。著者等の一步退却學園當局の一步讓歩は、まさに彼等の一步進出である。彼等は調停成立のその瞬間から攻撃的態勢をとつた。上申書事件が反總長運動的性格をもつ限り、調停による結末付けは、決して事件の全部的解決ではない。さればこそ、四月十五日の新學年開始について、四月十六日の都下諸新聞

が、たとへば、「紛糾の暗雲霽れ朗かに始業式・同志社に平安かへる」(京都日出新聞)と報導しはしたが、やがて来るべき時機における最後の一戦をば、誰か否定しえた者があるであらうか。

第三章 上申書事件の發展擴大

第一節 序

いはゆる上申書の提出といふことをば、形式的發端として勃發したいはゆる上申書事件は、個人的資格における中島憲兵司令官等の調停によつて、四月十四日の劇的場面の展開を最後として表面的には一應落着し、學園はともかく平靜を取りもどし、昭和十二年度の新學年を開始したのであつた。しかしながら、いやしくも職を最高學府に奉ずる教授が四人も五人も一團となつて、俱に天を戴かずとして、敢へて同僚教授を四人も排撃の舉に出で、排撃された者も排撃さるべき何等の理由なしと確信する以上、たとへ後者が學園の平和のために己を殺して謙讓の徳を發揮するとしても、前者の攻撃的態勢を有利ならしめることこそあれ、對立の解消しやう筈はない。ましてやこの事件によつて、世の人々から、その學者的良心を疑はれ大學における同僚の友誼を無視した行動として世の識者からいよいよ益々擯斥されはじめ、新學年の開始と共に學園に歸へつて來た何百といふ學部學生の彼等上申組教授による學園破壊の策動に對する良心的憤激を目のあたりに見た上申組教授諸氏が、自ら不利なる窮地に追ひ込まれたことを感じはじめに至つては、

對立は益々深化されて行くのみであつた。教授的地位の保全、これが彼等の策動の原動力である。彼等におけるこの特徴的な關心事は、必然的に、好むと好まざるとに拘らず、いよいよ益々反總長運動の戦線統一の要請に駆り立てる。ここに、いはゆる上申書事件の發展擴大の根據が横たはる。是が非でも學園同志社を占領せねば自らの教授的地位の保全が不可能である。そこで彼等が策しはじめた新ら手戦術が、純眞な學生への煽動であり使喚である。そして、これ等事情に暗い純眞な學生の一部を彼等上申組の反總長運動の戦線に統一するための口實の一つに利用されたものに、五月一日附をもつてなされた田畑助教授の内地研究員任命といふことがある。

田畑助教授は同大法學部が産んだ新進の公法學徒でありその將來を大いに矚目されてゐる有爲な學徒である。由來同志社では、教授が學徒であることがその教授の地位のおびやかされる一つの原因となつて來てゐる悪弊がある。學界的にのび上がることが白眼視される根據となつてゐる。ここに同志社大學の學問的不振の根本原因がある。無能教授にかぎつて、先輩風を吹かすのである。自分を追ひ越して行く後輩が目の敵となるやうである。學問の世界においては先輩も後輩もある筈がない、かかる障壁を自ら除去して相互ひに切磋琢磨し同僚の友誼を厚くするところに大學教授の本領があるわけである。田畑助教授は、被上申組教授團の中から、この同志社大學

における弊風のために、犠牲にされた最初の人である。四月の新學期開始と共に、同助教授からの國體明徴の實を擧げるためのより深き研究の機會を與へられたしとの願ひによつて、學園當局はこれを諒とし同助教授を内地研究員に任命したのであつた。この間に、學園當局に如何なる政治的理由が介在したかは著者のかかはり知るところではないが、もし假りに、その間に政治的な事柄が介在したとすれば、一體誰が學園當局をして、また前途春秋に富む少壯有爲の學徒をして、この不愉快な心境の裡に、學園防衛を決意せしめたのがまさに問題である。著者は、田畑助教授のいはゆる内地留學に關聯する數次の法學部教授會において、いはゆる上申組教授諸氏が、これを政治的に利用すべくまことに下劣極まる言動に出でたことを讀者にお傳へして置かねばならぬ。すなはち、田畑助教授の内地留學にいはゆる懲罰的意味を持たしめやうとする河原法學部長を首班とする上申組諸氏の言動である、その最も下劣なもの一つとして、同助教授が學園當局から支給されてゐる俸給をも彼等は教授會の席上で公然と云々したことを讀者にお傳へすれば、他の政治的利用の面は、語らなくとも、十分に賢明に洞察されるであらうと確く信じる。田畑助教授の内地留學については、具島助教授および著者の内地留學も亦その當時から併せて彼等によつて政治的利用されたことは言ふまでもないが、これについては後の機會に述べることとする。

ともあれ彼等は時に觸れ折につけて、ありとあらゆる事柄を反總長運動の戦線の統一・擴充・強化のために利用することを忘れず、四月十四日の調停の精神を蹂躪し、最後の一戦への準備を着々と進め、利用しうるものすべてを利用せんとする態勢を整へて行つたのであつた。そこで彼等が目をつけた利用物の一つが同志社大學國防研究会と同大學友會であり、これを通じての大豫科生の反總長運動への動員である。この章における著者の目的は、上申組教授最後の戦として豫科生ストライキおよびそれに至るまでの上申組教授の策動暗躍と事情に暗く且つ純眞であるが故に知らず知らずの裡に彼等に利用され學生處分といふ形でその結末を見ねばならなかつた學生諸君の不幸なる行動の過程を明らかにし、併せて、その間にあつて、上申書事件に對する鋭い洞察と賢明な理解とをもつて、學部學生大衆の自治的基盤の上に、事實に對して忠實であり事態を批判するに正確でありその行動また中正を得たところの・極めて公平冷靜でやや謙遜に過ぎたとさへも思はしめた愛校の情熱に溢れた・同志社大學法學部學生審議會の永く稱讚さるべき業績の數々をば、著者の貧しい闘争過程における永久に忘れ難い・涙と共に感謝し感激する・尊い追憶として、この書の讀者にお傳へすることにある。

二 いはゆる國研事件と血書事件

(一)

いはゆる國研事件は、上申組教授最後の戦へのモメントとして、その前奏曲として、學園紛争史的意義をもつ。いはゆる國研事件とは、四月十四日の調停によつて一應落着したかに見えた上申書事件の底流が表面に現はれたものの一つであつて、それは、同志社大學國防研究会の會員約六十名が同會會長湯淺八郎氏を忌避するといふ積極的活動によつて開始された一部學生の動きである。この事件は、昭和十二年五月十日の同志社大學國防研究会總會における會長忌避決議をもつて出發してゐる。五月十一日の都下諸新聞には、この總會の模様に関する記事が賑やかに掲載されてゐる。しかしながら、その記事の賑やかさにも拘らず會長忌避の理由とするところは、一種の嫌がらせ戦術としか思はれないやうな全く採るに足らぬものであつた。すなはち本質的には決して明確なものではなくて、大體において、湯淺會長が國體明徴に缺くところがあるから會長を辭して欲しいといふにあつた。讀者は忘れてはならぬ、すなはち、この國研事件それ自體はまことに些々たることであつて問題とするには及ばなかつたが、この事件の背後にあつて、反總

長運動の戦線の統一・擴充・強化を策した上申組一派の根強い動きが、やがて七月初めの豫科ストライキにまで發展擴大することを豫想せしめるの形において、既に、この時に表面化しつつあつたことである。上申組一派が最後の「一戦」をば學生大衆の盲目的騒起においてその端初を掴まうとして策動し暗躍したことは當時餘りにも有名なことであるが、現にこの國研の總會には瀬川・佐藤の兩氏は出席し、瀬川教授の如きは名を國研總會に藉り四月十四日の調停の精神を無視し反總長運動への學生動員のための煽動演説をやつたことは、その當時の教授會において瀬川教授自ら語るところによつて極めて明白であつた。

(二)

反總長運動の戦線統一・擴充の線に沿ふて動いた學生の動搖の一つに、國研事件と相前後して、しかも極めて緊密な聯繫の下に引き起されたいはゆる血書事件といふものがある。これは同志社大學學友會の幹部五名が、學生有志の名の下に、湯淺總長の勇退・總長常時補佐の任にある本部理事ならびに高級職員の辭職・正しい國體觀念に基く大同社建設とこれに伴ふ本部その他の職制改革の三項目をば、血書して、五月十七日に湯淺總長に提出したと傳へられる學生にあるまじきまことにもつて不届千萬な行爲である。この事件は當時専ら京都日日新聞の報導するところ

の學生煽動的・一方的・ニュースが見當るに止まり、他の諸新聞はこれを眞面目に取り上げてはゐない。湯淺總長が斷然これを拒否したのは勿論言ふまでもない。

著者は、いはゆる國研事件および血書事件をこれ以上讀者にお傳へする意義と必要とを認めない。著者は、ただ、これ等の學生諸君が、事情に暗くまた彼等が純眞であるだけに上申組一派の煽動・使喚するところに甘んじたことをば、彼等學生のかつての教師として、いまなほまことに不憫に思ふ次第である。

第三節 法學部學生審議會の態度とその動き

(一)

いはゆる國研事件および血書事件を通して、反總長運動最後の「一戦」の線に沿ふた上申組教授一派の煽動・使喚するところに甘んじた不幸な一部學生の盲目的な且つヒロイックな態度とその動きに對比して、學部學生大衆の自治的基盤の上に事實に對する鋭い洞察と賢明な理解を有し事態の批判を誤らず公平冷靜中正を得た行動のうちにまこと正しい愛校の情熱を表現し、學部學生大衆を指導しその向ふべき途を明確に指示して來た同志社大學法學部學生審議會の態度とその動

きは、まさに學園紛争史の一頁を華やかに飾るものである。これは著者のみの過大評價では決してない。この學生審議會が、まこと正しい意味での明朗同志社再建のための・従つてありとあらゆる勢力を糾合して學園を破壊しやうとする人々から我等の同志社を防衛しやうとするところの・積極的な態度を表明しその動向を世の人々に明確に認識せしめた最初のもものは、國研事件の反學園的性格を明らかにし、この事件の背後にあつた學園一部策謀派の排撃を表明し、大學當局支持の態度を明らかにした五月十三日の緊急懇談會の決議に基く聲明である。曰く、――

學園紛争は去月十四日の調停によりてその解決を見て一同和衷協力融和に邁進すべく期待せられたるところ、學園一部に右期待に悖るが如き動きあるは遺憾とす、ここに法學部學生審議會は學園をなほも紛糾危殆に導くが如き一切の策動に斷乎反對すると共に當局を信頼激勵し學生たることを自覺して明朗なる大同同志社建設途上の障礙を排除せんことを期す

法學部學生審議會

この決議が翌五月十四日の大阪朝日新聞・京都日出新聞の報導するところとなるや、誰よりも先づ周章狼狽したのは、上申組教授の一團である。何故ならば、この決議は、いはゆる國研事件を煽動しいはゆる血書事件を使喚した上申組教授に對して強力に反撥する實質的意義と效力とを

もつものであつたからである。法學部學生審議會は學部八百の學生大衆の衆望を荷ふて公選された人々をもつて組織された學園唯一の強力な學生自治組織であるから、この審議會の動きは直ちにもつて學部八百の學生大衆の積極的活動を招來するに足るだけの底力をもつものであつた。この決議は、いはゆる上申書事件の一應の解決以後、純眞ではあるが盲目的であるとの非難を免れえなかつた一部學生の反總長運動への動員・結成をもつて、反總長運動の大衆的展開を劃策したいはゆる上申組教授團へのまさに一大鐵槌であり、愛校運動の巨彈であつた。彼等の打撃は實に甚大なものがあつた。このことを何よりも雄辯に物語るものとして、著者が、その召集協議事項をただ單に「雜件」と記して河原法學部長が抜打的に召集した昭和十二年五月二十六日の教授會ならびにその延長としての五月三十一日および六月一日の教授會について、讀者に語ることを許されたい。この前後三日に互る教授會は、發展し擴大した上申書事件の縮圖とも見らるべき性質のものである。

この教授會において彼等が採つた戦法は、いはゆる捨て身戦法である。河原部長は彼等一派の掩護の下に法學部長辭任申出の作戦に出た。理由とするところは、一つは五月一日附の田畑助教の内地研究員任命に關する學園當局の處置が河原部長無視・従つて不信任の態度を採つたとい

ふことであり、他は、法學部學生審議會が河原部長の許可なくして右に轉載したあの愛校的決議を審議會専用掲示板に公表したのは學生による部長不信任の意思表示であるといふのであつて、かくては同教授は法學部長の任に堪えずといふのである。まことにもつて沙汰のかぎりである。著者等は教授會の一員として、かかる理由をもつてしては辭任を承認することはできないことを力説したのであつた。著者等の考へるところによれば、この理由なき理由をもつて部長辭任を承認することは、春以來の彼等の反總長運動を容認することになり併せて學生審議會のまこと正しい意味における愛校的決議・その全行動を、學生にあるまじき決議・行動として處分するのほかなきに至るのである。窮地に追ひ込まれた彼等の採つた戦法・すなはち部長職の形式的辭任と學園當局不信任ならびに學生審議會委員の處分とを天秤にかけやうとしたこの戦法・の愚劣さを十分に味讀していただきたい。彼等は彼等に利あらずと見るや、威勢高かに、學生審議會委員の處分を強引に主張しはじめた。まことにもつてお恥しい次第であるが、この時の教授會は全く市井の無賴漢か博徒の口論の如き觀を呈した。彼等の無論理の論理・その意味における暴力の行使に對しては、少くとも著者だけは、紳士の應對の無意義であり紳士的態度をもつてしては同志社大學法學部が學園内外に誇りうる眞摯な愛校の情熱に溢れた十有餘名の法學部學生審議會委員を彼

等による不當處分から防衛することの不可能を察知したがために、幸ひにして、著者の見解・主張に賛意を表してくれた同僚諸氏の助言協力の下に、彼等に向ふに廻して大見得を切らざるをえなかつた。今にして思へば背筋に冷汗をおぼえる。

(二)

從來學園問題について専ら自重靜觀・沈黙を守り續けて來た法學部學生審議會が、敢然立つて學園内外に訴へた右のいはゆる第一次聲明は、學園内外に大きな反響を呼び起した。と同時に、それがために、いはゆる上申組教授・それと連繋ある一部學生・あるひは學外一部の人々から殊更なる嫌がらせ行爲が將來いよいよ盛んになるであらうと豫期したであらう委員諸君の當時の心境を思へば、ただに一人著者のみならず、およそこの書を読む人々のすべてが、委員諸君が如何に悲壯な決意の下に一大決戦を認識し斃れるともなほ止まざるの學園愛の精神に燃えつつ敢然奮ひ立つた團結とその心情に滿腔の同情を禁じえないものがあるであらう。果してこの聲明直後、一つには審議會委員諸君を驚愕せしめまた一つには一派の人々が採つたあらゆる行動の背後的關係の一つを遺憾なく曝露する事件が惹起された。すなはち、昭和十二年五月十五日の午後、いはゆる上申書事件の調停者の一人たる若松華瑤氏外數氏と審議會委員諸君との同志社神學館裏の芝生

の上における會見である。讀者は、この會見に参加した委員諸君がこもこも著者に語つたその會見の有様を一言述べることを許されたい。人影少い神學館裏で審議會委員諸君が若松氏から紹介された人々は、東京の柔道師範であり某右翼團體の幹部であつたとのことである。そこには無言の大きな暴力的威壓があつたわけである。若松氏側からは法學部學生審議會の聲明に現はれた言動について、聲明書を撤回しろとか國研の諸君に合流しろとか色々詰問的要求がなされたのに對して、委員諸君は聲明書の撤回は一部學生の暴舉の認容であり八百に近い法學部學生大衆の意思に悖る結果となることを強調し、所詮國研の諸君と合流しその暴舉を援助する意向を持ち合はさぬ旨を表明し、かてて加へて今次の問題はあくまでも學園内の問題であり同時に學生のみの問題であるから、若松氏の如き學外の人が介入するのは我々のまことに不審に思ひ遺憾とするところであると述べるや、若松氏は、自分は上申書事件の調停者の一人としての権限による登場であると述べたとのことである、そこで委員諸君は、調停者であれば調停者らしく、より正しく學園を擁護し學園に對する誤解一掃に務めらるべき筈であるのに、學園破壊運動に参加を要求せらるが如き言を發せられることは、まことにもつて矛盾も甚しい申出ではないか、それは氏等が平素主張される日本精神の具體的實踐とは受け取り難いではないか、などと問答するに至るや、同行

の諸氏は、遂ひに、あるひは赤化學生・あるひはソ聯のスパイなどの暴言を浴せるに至つたとのことである。勿論會見は決裂ではあつたが、このやうな人々を向ふにして、しかも悠々迫らず微笑のうちに軽く一蹴したと推察するに難くない委員諸君の態度は、聞く者として、まことに感慨深いものがある。この會見こそ、後日、審議會諸君に對するあらゆる誹謗・中傷を産むに至つた契機となつたやうである。

(三)

同志社大學法學部學生審議會の活動と業績の數々の中から、著者は、もう一つの事柄を、讀者にお傳へせねばならぬ。それは當時の同志社常務理事小林正直氏の動きと關聯をもつ事柄であつて、いはゆる反總長運動戰線において見逃すことのできない事柄である。それは六月中旬のことである。常務理事小林正直氏は、審議會議長信近高雄君ほか一兩名の委員を同志社本部に招致し當時の教育部主事藤田義彦氏立會の下に、いはゆる國研事件および血書事件について語ると共に彼等もその決議撤回の意思をもつてゐるやうに思はれるから審議會においても五月十三日附の聲明を撤回すべしとの要求を提出したとのことである。同志社財團最高機關たる常務理事會構成員の一人たる小林正直氏の登場は、會見學生をして非常なる精神的畏怖をおぼえしめたに相違な

い。かつては既述の如く、若松華瑤氏の一行から、場所もあらうに神學館裏の芝生に面會を求められ、今度は嚴然たる態度において、本部會議室に呼び出されたる事實は、當事者たる學生諸君には同情禁じ能はぬものがあるが、その諸君達が當面したこの一連の動向から、學園内外の呼應的連鎖關係を充分に知りえたことは大きな收穫であつたと言はねばならぬ。ところで、會見學生諸君は、小林氏の申出に對して鄭重に拒絶の意思表示をなすと共に、一刻も早く國研および血書事件の當事者が不穩なる決議を撤回し、審議會との協調の實をあげもつて我等の學園を護ることにしたいものだと言進するに及んだが、所詮小林氏の容認するところとならず、會見はまたも物別れとなつたのである。後に述べるであらうところの著者等の内地留學問題に關する小林氏の奔走の效なきに歸したることなどと共に、彼等のいはゆる「小林理事の再度調停」は、その非同志社性格を曝らしたのみであつた。小林理事の常務理事辭任がその他の話題と共に學園人に取沙汰されるに至つたのは、それから間もないことであつた。蓋し腹中野心をもつて紛争の衝に當り表面的には公平なる第三者的役割を演じ、あまつさへ仲裁者・調停者たるかの如く登場しやうとした小林氏が、賢明なる審議會委員諸君を瞞着し、反總長運動を巧みに擴充し強化しやうとするにはあまりにも無理が多かつたと言はねばならぬ。

(四)

ともあれ、法學部學生審議會の眞摯な學生らしいしかもまこと正しい愛校精神を基調とする堂々たる態度とその動きは、事情に暗くためにいはゆる上申組一派の策動に利用された不幸な一部の學生による動搖から學部學生大衆を救ひ出し、學生大衆をして極めて冷靜な自重的態度を持せしめ學園の現状についての正しい理解を持たしめることに大きな成功を収めたと見るのは決して著者一人ではあるまい。さればこそ、いはゆる國研事件・血書事件によつて一敗地にまみれた上申組ならびにその使喚の下に動いた一部學生による同志社大學學友會の反總長運動への動員も亦結局失敗に終つたのであつた。たとへばその間に劃策された大學學友會理事會による反湯淺總長運動などが何等の實を結ぶことなく、立ち消え同様になつたことなどはその一例である。かくてあらゆる作戦の下に學内情勢をば彼等が彼等に有利に導かうとすればするだけ結果は彼等を益々不利なる窮地に追ひ込んで行つたのであつた。六月末における 皇太后陛下の京都への行啓は、彼等の策動を一時その鋒先を收めしめたかに思はれたが、この不氣味な沈黙状態の裡に、七月初旬における豫科生第一學期試験を好機とする最後の決死的一戰ストライキが彼等によつて劃策されたと想像するに難くない。さればこそ 陛下御退京と時を同じうして、彼等の運動は漸次活潑となり

いはゆる國研事件および血書事件の學生は、法學部教授會における勢力均衡を最大の武器とするいはゆる上申組教授一派の暴慢といはゆる被上申組教授の消極的・平和的・態度との故にその處分を免れたのを奇貨として、豫科生ストライキ決行の氣運を漸次醸成して行つたものの如くであるが、この間の事情を逸早く賢明に察知した法學部學生審議會の諸君は、必死の防衛工作に努めたのであつた。しかしながら、學生審議會委員を中心とする同志社的・良心的な學生諸君の涙ぐましいまでの奮闘は、無事豫科生試験を行はしめうるものと思はれたが、不幸にして、次節において見るやうなまさしく一大不祥事件の勃發を見て、恨みを長く、學國史上の一大汚點として、残さねばならぬ結果となつたのであつた。審議會委員諸君ならびに行を共にした委員ならざる眞摯な學生諸君の心情は筆紙に盡し難いものがある。それにつけても、著者をして今なほ感激と感謝の念禁じ能はざらしめるものは、ストライキ勃發と同時に、迷はされた小羊とも言ふべき純眞な豫科生をば彼等策動派一派の魔手から瞬時も早く解放すべく學國當局を助けて血みどろの努力を拂ひつつ、この事件に對して誰よりも早く且つ誰よりも正しい見解をば、法學部學生審議會議長信近高雄君の談話の形式において堂々と發表した審議會の聲明である。昭和十二年七月六日の大阪毎日新聞・大阪朝日新聞・京都日出新聞などにはこれが掲載されてゐる、曰く、――

去る三月中旬以來同志社紛争の原因となつてゐた學内一部の策動分子は或る種の外部的勢力と結託しつゝ秘かに學内での擾亂を繼續し例の上申書事件が中島憲兵司令官の調停により解決を見るや、或は血書をもつて上申し學友會理事會に働きかけるなどあらゆる劃策を弄したるもいづれも失敗に歸したるに鑑み、豫科生の試験期を利用して暴行脅迫的にストライキを煽動最後の一戦を行はんとしてゐる、本日の決議の如きは何ら學内の意思と認めらるべきものにあらず、ある部のクラスを除き全部反對のごとくである、これによつて學園は別段紛糾の深刻化する形勢はなく、われわれ法學部學生審議會はあくまで當局を支持激勵し策動の根源を排除すべく邁進す。

思へば、春の紛争以來、文字通り己を殺し學問的同志社の防衛と將來への發展のために寢食を忘れて健闘に次ぐ健闘をもつてした同志社大學法學部學生審議會の諸君は、あるひは赤化學生と誹謗され、その行動は左傾學生の策動と中傷され、あるひは非良心的・非學者的・非同志社的・従つて非日本的ないはゆる上申組一派の教授會における暴力的策動の下に學生としての生命線をおびやかされつゝも、常に、「敬神尊皇愛國愛人ヲ基調トシ之ヲ貫クニ純一至誠を以テスル新島精神ヲ指導原理」として、「敬虔自治日新中正」の學風を樹立するための基盤を確保するために、同志社學生として、まさに、長く後世に傳へ稱讃せらるべき堂々の聖戦を續けてくれたのであつた。著者はこの節を終るに際して、著者の感謝と感激に滿てるこの追憶をまことによく表現して

くれてゐる。伊東敷也氏の過去二年有餘に亙る同志社事件を批判せる敬意を表すべき。一文を結ぶ最後の一節を引用して、讀者と共に、法學部學生審議會委員諸君の勞に報ひると共にその功を稱讚しやう、――

『法學部學生審議會の存在は、同志社全體の憐れむべき姿、殊に教授會としての意見をまとめ得ない法學部教授會の悲惨極まる姿を見る者にとつては、まことに暗夜に一道の光明を見出したかの感がある。學園を守る者は理事でも、總長でも、教授でも、又飛んでもない第三者でもなくて、常に學生である。學生大衆の正しい自治的組織が學園の眞のエスプリを守るものであるといふ事實が、今回の全混亂の結論として、はしなくも導き出されたといふことは、皆々同志社の學生にのみでなく、全日本の學生にとつて、涙にひたされて汚れてはゐるけれども、まことにこよなき捧げ物であつたといへるであらう。』(大阪毎日新聞昭和十二年七月八日カレッツヂセクション伊東敷也氏『觀念過多の同志社・事實をして批判せしめよ』)

第四節 上申組教授最後の二戰としての

豫科生ストライキ

(一)

昭和十二年七月五日は、六十有餘年の傳統を誇る學園同志社が、その一大汚點として永久に拭

ひ去ることのできない悲しむべき出來事をば、その學園史上に記録した日であつた。その日の都下諸新聞夕刊は、『突如！同志社盟休・豫科生二百六十名チャペルに籠城』(京都日出新聞)『同志社豫科の學生突如籠城』(大阪毎日新聞)『燻る同志社内紛・豫科生また動搖』(大阪朝日新聞)といふ見出しの下に、その日の學園同志社の痛ましい姿を、數葉の寫眞と共に、滿天下に報導したのであつた。これこそまさに、いはゆる上申組教授最後の二戰であり、四月十四日のいはゆる調停によつて一應解決したかに見えた上申書事件の發展し擴大した最後の姿である。彼等上申組一派は調停による解決の瞬間から今日あるを豫定してゐたであらうが、その線に沿ふてあらゆる策動・暗躍を続け、いはゆる國研事件を惹起しては完全に潰され、いはゆる血書事件では失敗し、彼等の意圖とはまさに正反對の結果の連続によつていよいよもつて文字通り窮地に落ち込んだ窮餘の一策・最後の切札として、事情に暗く且つ純眞な豫科生を煽動し使喚しあまつさへ暴力的強迫をもつて無辜の豫科生を反總長運動の戦線に捲き込んでしまつたのであつた。まことにもつて言語道斷の沙汰である。讀者は先づ、著者が、今なほ著者の臉に残る記憶新らたなるその日の學園に ついで、語ることを許された。

(二)

七月五日月曜日は同志社大學豫科の第一學期試験開始の日である。この日をストライキ決行の日として策動派一派が選んだのは戰術的には當然である。一千名に近い同大豫科生は純眞であり無事の學生ではあるが、しかし年齒若き彼等が空想的であり英雄的であるものに憧憬し、従つてまた感情を理性でもつて統制するといふことに缺くるものあるは止むをえないことである、かて加へて、試験はまさに學生にとつてはいはゆる地獄である、苦難を避けて安易に着かうとするのは人情である、同大豫科生のこうした人情の機微を掴んで、彼等策動派は試験第一日をストライキ決行の日として選んだのはまことに當然であらう。七月五日午前十一時過ぎ、豫科一年の試験が終了して二年以上の豫科生が試験場に入らうとした時、突如數名の學部學生が主班となつて東西兩門を締め切り、これに豫科生十數名が加擔して、かねて計畫的に準備してゐた指揮棒と稱する長さ約一米の棒を打ち振り嫌がる豫科生の一部をチャペルに追ひ立てたのであつた。チャペルに這入つた豫科生はこの暴力的強迫の犠牲者として不本意に追ひ込まれた者とただ何んとなく雷同的にもしくは好奇的に入場した者などを合して約四百名と稱せられてゐる。著者は、このチャペル占領に際して、同大豫科學生主事徳武義教授がその職責とはいへ、至誠もつて豫科學生の暴舉を諭し受験を勸説しチャペル入場を文字通り身をもつて阻止せんとしたけれども、なだれを打

つて殺到する迷へる學生大衆のために力及ばずこの暴舉の決行を涙と共に見送らざるをえなかつた心情に心からなる同情と敬意を表しつつ、これをこの書の讀者に傳へて置く。

もとよりこのストライキ決行といふ暴舉は、これを策した策動派一派においてはまさしく計劃的ではあつたであらうが、彼等の煽動によつて否寧ろ暴力的にこの舉に参加せしめられた豫科學生大衆の本意に依據するものでは決してなかつた。さればこそ、一度はチャペルに這入りはしたが、場内の空氣の不純さを察知した學生大衆は、こもこも立つて、この舉の無暴であり學生の本分に反することを叫び、入場後間もなく大舉して退場したのであつた。そこで、ストライキ指導者が考へついた方策が、内部からの扉の密閉による通行遮斷・眞摯な學生の退場に対する暴力的阻止である。かくして彼等はやうやくにして最初入場した學生の半數を喰ひ止めえたのであつた。たとへそれが一部策動派學生に乗せられたとはいへ、同志社大學豫科一千に近い學生の意思に反し學生としての本分に悖る行動に對し學生大衆の好意の寄せられる筈はない。さればこそ、前節において著者は既に讀者にお傳へした如く、同志社大學學部學生の自治的組織に基盤を置くところの最も良心的な・最も同志社的な學生として、學部學生によつて公選された人々をもつて構成されてゐる同志社大學法學部學生審議會は、今回の策動の根元を排除すべく邁進する旨の聲

明をば、議長信近高雄君の談話の形式でもつて發表し學生の守り盡すべき本分を明らかにしたのであるが、これと相前後して、チャペル籠城から、學生本來の意識を取り戻して、大舉脱出したストライキ反對の豫科生は、豫科學生有志一同の名をもつて同日夕刻に至り堂々と聲明したのであつた。前節に引用した學生審議會の聲明と共に、この紛争史上に特筆さるべきものである。この豫科生有志一同の聲明は、七月六日の大阪毎日新聞・京都日出新聞などに掲載されてゐるが、左に引用して同大豫科學生大衆の眞意をこの書の讀者にお傳へして置かう。曰く、――

今度の同志社事件は全くわれら豫科生の豫知せざるところでした、勿論この事件は去る四月ごろから追々表面化してすでに周知の如くいろいろ面白からぬ風説をたててゐますが、しかしこれほどまでも一部の學生の所作でありまして決して豫科生全體の關知するところではありませんでした、彼ら煽動者たちは國體明徴日本精神の發揚を力説してゐます、そしてこの點における限りわれら豫科生一同は心からなる賛意を表してやまないところであり、かつまた同じく日本人である限り必然的にかくあるべきであります、すなはちわれらは決してそれに對して反對するものではありません、ただここにおいてわれらが遺憾に思ふことは彼らがその方法において大きな誤謬を冒してゐることです、すなはちわれらは何所までも學生であります、政治家でもなければまた社會改造家でもありません、日々の學問に眞摯に研鑽を續けやがて來るべき日の日本を背負ふべき若き學徒であります、いやしくもこの道に違反する行爲たとへばストライキとかいふとき非合法的な態度に走ることをもつて最も恥辱とするものであります、しかもわれらはここに不本意ながら暴力のた

め一時的ながらストライキに参加したのであります、しかしながら、今回の行動は斷じて豫科學生の總意ではなく單に一部の策動により強制的に發生させられた悲しむべき事象であると信じ善處方を考慮しつつある旨をここに聲明する次第であります。

(三)

およそ大衆行動といふものは、多くの場合、何等か止むに止まれぬ要求をもつて起り、それが現状の具體的缺陷に對する實踐的批判ともなるものであるが、今回の同大豫科生のストライキ事件ほど、それ自體として、無意義なものがまたとあらうか。二百五六十名もの殘留チャペル籠城組豫科生が一體何を要求したか。曰く、「總長先生の御勇退・大學と教會との分離・各學部の經濟的獨立・一學期一度の學生大會開催の許可・長髪の解禁等々。」これはまことに聲のみ徒らに大きくして、何を語らうとするのか、およそ何人もこの理由を諒解し難いであらう。こうした要求を中心に、何回となく同じことを繰り返へして深夜に至るまで、うだるやうな暑さの中で、チャペル籠城を解かずと言うか、煽動者・指導者が解かしめなかつたと言うか、ともかく頑張り續けたのであつた。そしてこうしたおよそ無意味な要求を中心に、時折外部にまで漏れるこれ見よがしの大聲と拍手を送ることを忘れなかつたのであつた。籠城の直後から深夜の解散に至るまでの學

國風景を眺めて、一體誰が我等の心の故郷をば、かくも掻き廻し混乱せしめるのか、と斷腸の思ひをしたものは決して數少くはなからう。策動派一派の煽動・暴力的強制から豫科生を救ひ出し一時も早く學生本來の純真さに立ち戻らしめやうとして、色々と工作を進めた豫科教授諸氏や、最後の責任の歸屬者であるとの自覺の下に、平和的解散を念願しつつワイシャツ一枚になつて、教授諸氏ならびに法學部學生審議會の諸君を中心とする眞摯な同志社的な學生諸君と協力したる奥村事業部長その他本部職員諸氏のかひがひしい活動の有様が、今なほ著者の臉にはつきりと残つてゐる。わけても夜に入つてから、我が子の・我が兄弟の・安否如何と學園に押し寄せて來た父兄等に對する斡旋の勞を取ると共に、その日の不祥事の眞相を眞剣に説き、それが結局いはゆる上申組教授による反總長運動最後の一戦であることや、その惡辣な策動の數々を語り、居合せた父兄等をして諒承せしむべく涙ぐましいまでの場面の數々を展開した法學部學生審議會委員を中心とする學生諸君の努力は、著者の大きな感激として、今なほ記憶に新たである。我等の同志社における神聖な場所として、また我等の同志社における心の慰安所として、我等の常に愛慕するチャペルは、不幸にして、かくも無残に暴力の下に蹂躪されてしまつたのであつた。午後八時頃にはもはやこれ以上一刻たりとも事態の放任を許すべからずとなし、豫科教授諸氏は釘づけされ

た扉を破つて籠城組の解散を説得しやうとしたのであるが、所轄中立賣警察署は事態の悪化を憂慮してこれを止め、結局京都府特高課の斡旋で、事無く解散したのであつた。時まさに、七月六日午前零時を過ぎるの頃であつた。かくて、豫科教授會は、(一)七月六日より同月十日まで臨時休校、引續き夏期休暇、(二)九月十一日午前八時十分第二學期始業式、(三)九月十三日より第一學期試験、を決定しこれを發表すると共に、昭和十二年七月七日附同志社大學豫科長柴山健三氏の名をもつて、籠城事件の経緯を説明し、それが一部學生の爲にする不穩なる行動であることを語り、父兄各位の今後の協力を乞ふ意味の挨拶狀を豫科生父兄宛に發送したのであつた。

第五節 豫科生ストライキといはゆる上申組教授

(一)

蒔いた種子からの收穫は刈り取られねばならぬ。七月六日の都下諸新聞夕刊は、早くも、「首謀者は處分か」(京都日出新聞)「首謀學生處分強硬方針に決る」(大阪朝日新聞)などといふ見出しの記事を掲載してゐる。關係學部たる豫科では、教授團の協力一致の故に比較的早く、主謀學生の處分の決定を見たものの如くである。七月七日の都下諸新聞朝刊は、七月六日午前十一時から開

かれた豫科教授會では、今回の騒動の首謀者たる豫科生數名を退學に、爾餘の十數名を無期停學にそれぞれ處分決定、午後八時散會、その被處分學生の氏名などは七日午前九時から開かれる教授會で決定を見ることになつた旨を、報じてゐる。著者が、ここで、讀者に語らねばならぬことは、豫科學生の處分よりはむしろ、この事件において重大な煽動的役割を演じた法學部の三學生といはゆる上申組教授との關係である。この點が明らかにされない限りこの豫科生ストライキは誰かが酷評した如くまさしく一幕の紙芝居以外の何物でもありえない。著者は隨所において、この豫科ストライキをもつて、反總長運動におけるいはゆる上申組教授最後の「一戦である」と讀者に語つて來たが、いまや、著者は、その然る所以を明らかにせねばならぬところにまで達した。

(二)

著者の所屬してゐた同志社大學法學部は、豫科生ストライキの煽動的役割を演じた三學生の問題について、七月六日の午後六時半から研究室階上集會室で緊急教授會をもつた。河原部長以下全教授出席、特に生島・徳・兩學生主事および藤田本部教育部主事が列席した。先づ生島主事・徳主事・藤田主事から順次に今回の豫科生ストライキ事件について詳細報告を受け、問題の三學生がいづれも程度の差はあるが、今回の事件において演じた役割の重大であることが明確にされ

た。著者は、ここで、今回のストライキにおける主謀學生が指揮棒として使用した十數本中數本を生島主事等によつて示めされ、それが炭俵側に使用する長さ約一米の割木にテープを巻きつけ指揮棒と明記されてゐるのを見てゐるので、如何に今回のストライキが強暴性を帯びてゐたかの一端を讀者にお傳へすることができるのである。著者等は、右三主事の發言に全幅的信頼を置いて、當日の教授會において、主謀三學生をば、學内の統制を紊し學生にあるまじき行動に出でたる者として、教育者的見地に立つて、即時處分決定を主張したのであつた。しかしながら、この書の讀者は、既に御存じの如く、法學部には教授數の均衡を最大武器とするいはゆる上申組教授の一團がある。彼等とても右三主事や、ストライキの現場を親しく見聞して來た教授諸氏の發言の前には、學生三名の行動を稱讚するわけにはいかなかつた。しかも餘りにも明白な事實の前に、徒らなる政治的辯論を試みることは自らの馬脚を曝らはにすることを感知して、當日の教授會では、彼等は教授會遷延の戰術に出た。その時彼等が表面上の理由とした理由は、今一度改めて三學生について親しく調査しその言ふところを聴取せよといふのである。著者等もこれを諒として翌日午後五時再開を決して散會した。

七月七日は午後五時から前日に引き續いて教授會開催。開會早々瀬川教授が昨日の戰術踏襲・

處分遷延の戦法として持ち出した一手がある。これが、遂ひに彼等上申組教授こそこのストライキの眞の煽動者であり學部三學生を使喚した者その者であることを、自ら教授會の席上で曝露してしまふ契機にならうと考へ付かなかつたのは、まさに彼等の千慮の一失とでも言うか。彼等が處分遷延の戦法・手段として持ち出したのは、瀬川教授自ら御持參の昭和十二年七月七日の京都日々新聞と京都日出新聞の夕刊である。それには京阪神在住の同志社校友の一團體たるオアシス會以下八校友團體連署に成る「學校當局支持」の聲明書が掲載されてゐる。聲明書は曰く、――

吾人は不偏不黨なる校友の立場より今回の豫科不詳事件に對し左の聲明をするものである、
今回母校豫科不詳事件に際し吾人は飽くまでも學校當局の處置を全幅的に支持す、

一、この事件を機として抜本塞源的學内清掃を斷行し將來の禍根を一掃すべし
一、一部學生の背後にある法學部上申組教授その他學内にありて外部勢力と通謀し自己の野心を充さんとする策動派の退職を要求す

一、愛國者新島襄先生の眞精神を體現し毅然として時流に媚びず眞正の文化日本の進歩のために同志社學園の徹底的肅學再建を要望す

昭和十二年七月七日

オアシス會	三十年會	政六會
ボンナミ會	三四會	昭八會
昭十會	高商三一會	政經會

同志社總長 湯淺 八郎 殿

因みにこの聲明書は、岡田庄三郎、大江直吉、渡邊昌夫、田口彌太郎の四氏代表として同日同志社本部を訪ひ總長不在のため上谷財務部長に手交したものであつて、オアシス會は京阪神在住の少壯校友が組織する會員約五百名の團體であることが、京都日日新聞によつて報ぜられてゐる。

瀬川教授が不用意に取り上げたのが右の要求の第二である。瀬川教授が主張するところによれば、――「法學部教授のある者がストライキと關係ありとすれば、裁く者と裁かれる者とが一味といふことになるから、先づ法學部教授會は、法學部教授中にはストライキに關係せる者なしと決議せよ」――といふにあつた。まことにもつてこの押しの張さには啞然としたのであるが、著者等はこれを反撃して、――「關係ありとされてゐる者は法學部教授中の不特定人ではなくていはゆる上申組教授ではないか」――と主張すれば、瀬川教授は聞き直つて、――「君等も亦さう信じるのか」――と應戦したのであつた。そこで著者等は止むなく――「一體、上申組教授の

全部がここに列席されてゐるが、諸君は関係があるのかないのか、なければないと明言し給へ、教授會はこれを確認するから、一體どちらですか」と質問の矢を放てば、瀬川教授は勿論他の上申組教授の中で發言した者は一人もなかつた。河原部長が部長職に忠實であれば、このことは明確に記録されてゐる筈であるが、おそらく記録はあるまい。あるひはないのが當然かも知れぬ。この會話過程こそはまさに上申組教授諸氏とストライキ主謀學生との連繫を雄辯に物語るものとして著者は責任をもつて讀者にお傳へして置く。なほこの機會に、著者は、上申組教授諸氏が四月十日の調停後において、調停の精神に悖るが如き言辭をば、最も神聖でなければならぬ教室において再三弄したことが、著者等の責任ある發言においてこの教授會の席上で問責されたのに對して、彼等は一言も答辯は愚ろか釋明にすら窮したことを、併せて讀者にお傳へして置く。かくて彼等は裁かれる者と一味であることを默示的意思表示でもつて認めたのであるが、この間に要した時間として夕食の前後約二時間は充分に空費されてゐる。この一線で防禦しえなかつた彼等は今度は、三學生の處分決定をいよいよ粘りの一手で遷延に努めた。さすがに彼等とてもこの明々白々な事實の前には抗辯の效なきを感じてか、最後には彼等の同志三學生の處分を自らするといふ裏切行爲に良心的苦責を感じてかそれとも自らの保身のためか、ともかく、法學部教授會の專屬

管轄に屬する學生處分の同志社本部・あるひは教育部會への移送を主張したのであつた。法學部教授會の實質的自治の名譽にかけて、三學生を法學部教授會において、教育的見地から然るべく適當に最後の處分の決定をなすべしと、最後まで主張し續けたのは、不幸にして著者一人のみであつて、壓倒的多数をもつて、教育部會への移送が決定されてしまつたのであつた。このことは色々な意味において著者がまことに心残りと思つてゐる事柄の一つである。

(三)

昭和十二年七月十日の都下諸新聞は、『首謀學生處罰決る・十四名に退停學命ず』（京都日出新聞）『同志社騒變から學園肅正の第一歩』（大阪朝日新聞）といふ四・五段抜の見出しの下に、豫科生諭示退學六名・無期停學五名・譴責十二名・計二十三名、法學部學生、諭示退學二名・無期停學一名の處分を報じてゐる。

思へば春の上申書事件以來、ありとあらゆる祕術を盡して反總長運動・學園破壊運動に狂奔して來た上申組教授諸氏は、最後には彼等の煽動・使喚の下に豫科生ストライキを執行せしめ、前途春秋に富む年齒若き學生二十數名の不幸な犠牲者を出すの結末を見るに至るまで、策動し暗躍し續けたのであつた。誰か、この非人道的な上申組教授諸氏の教授的地位がこのままに保全され

て然るべきものだと思へたであらうか。さればこそ、七月十日の都下諸新聞に見るところの『今回の處分をもつて事件は終りとは言へないのであつて、私は今回の事件をもつて肅學の第一歩とすることにきめた、それがためにはいかなる犠牲をもちとはぬ。いかにするかは十五日の常務理事會で私から話すがそれまでは誰にもいへない、あくまで不言實行だ』(大阪朝日新聞・京都日出新聞)と強硬決意を披瀝した湯淺總長に對し、世の人々が、同大學園の肅正への大きな期待をかけたのは、まことに、當然のことであつたであらう。

第四章 上申書事件の結末

第一節 序

昭和十二年春の同志社新教育綱領の制定・公表はいろいろな反響を呼んだ。この綱領の制定・公表を契機として、昭和十一年春の古屋・野村兩氏の退職後において、學内の地盤を失ひはじめたその一黨の人々が、いはゆる上申書の提出といふ形で、新教育綱領の利用・悪用・逆用の戦術に出で、いはゆる上申書事件を惹起してしまつたのであつた。これに續く約半ケ年の間は、このいはゆる上申組教授と相提携し呼應する内外の人々による學園破壊運動が、極めて露骨に最も悪質的な動きとして、思ふ存分學園を掻き廻し混亂し、いはゆる國研事件となりいはゆる血書事件を産み、遂には、ぐれもぐれたり二百の豫科生のチャペル籠城事件にまで、發展し擴大して行つたのであつた。讀者は、この間の事情を、著者と共に十分に觀察され批判されて來たところである。

學園同志社は防衛されねばならぬ。大學の内部に巢くつて内部から大學の本質を啄み、半ばは學問的に半ばは非學問的な社會的勢力に吸々たる非良心的・非同志社的・非學究的・従つて非日

本的な上申組教授ならびにその一黨の人々は、學外に追放されねばならぬ。學園同志社は同志社人の手で立派に清掃されねばならぬ。同志社大學法學部は、自らを往年の如き文化の淵藪・眞理の殿堂たらしめ、大學の使命と任務・従つて新島精神の實踐高揚による同志社の使命と任務をば、祖國日本に對して進んで世界に對して、十分に果しうるやうな基盤を再建するために、必至の努力を拂はねばならぬ。いはゆる上申書事件の結末付けはこの線に沿ふてなされねばならぬ。それがためには、如何なる犠牲も、同志社の立前において、忍ばれねばならぬ。この章における著者の目的は、いはゆる上申書事件が如何やうに結末付けられたかの過程を闡明し、併せてその結末付がもつ學園史的意義を明らかならしめるにある。

第二節 いはゆる叡山會議

(一)

いはゆる上申組教授の反總長運動最後の一戦としての豫科生ストライキ事件も、結局彼等の悲惨な敗北の裡に、學生處分といふ不幸な結果を産んで終熄したわけであるが、これは單に事件の表面的なものの解決に過ぎない。さればこそ、世の人々が期待したことは、昭和四年春の紛争以

來の法學部教授間における對立、續いて古屋・野村兩氏の問題、上申書事件から豫科生チャペル籠城ストライキ事件へとそれぞれ一時的の解決はあつたが、根本的な問題が未解決のままに執拗に見えつかくれつ繼續してゐる積年のこの癌が除去されるかどうかといふことであり、少くとも總長をはじめ最高首脳部の間に豫科生ストライキ事件を契機としてこれまでのなまぬるい態度を一擲して斷乎同志社の行くべき道を確立するであらうといふことであつた。昭和十二年九月九日の大阪朝日新聞・大阪毎日新聞などには、大澤理事の歸洛談を掲げてゐるが、それによれば「十五日常務理事會を開いて總長からその腹案をのべ賛成を得れば斷乎行くべき道に進むことにならう」との力強い意思が現はれて居り、七月十日の都下諸新聞には、「この度の事件で肅學の第一歩へ、いかなる犠牲もいとほぬ」といふ湯淺總長の強硬決意が談話の形で發表されてゐる。さればこそ世の人々が、いやしくも學園同志社に何等かの關心をもつ限り、七月十五日の常務理事會に大きな同志社更生の期待をかけたのは、まことに當然のことであらう。

(二)

昭和十二年七月十五日、いはゆる叡山會議當日の大阪朝日新聞は、「籠城事件の處理・法學部教授の解職問題も併せけふ常務理事會開く」といふ三段抜き見出しの下に、次ぎのやうな見透し

を報導して、世の人々の同志社問題についての關心を呼び起した、曰く、――

『過般東上中だった湯淺同大總長は十四日朝歸洛「今回の上京で伊東文部次官と會見したが學園肅正の問題についてはお互に抽象的な話をしただけで、文部省側からも何ら具體的な注文などはなかつた」と語つてゐたが、いよいよ今十五日午前十時から開かれる常務理事會において學園肅正の根本方針が議せられるはずである。會議の議題などについては湯淺總長以下固く口を緘してゐるが、

一、今回の龍城事件の責を負うて學部長解任願を提出してゐる河原法學部長解任と後任學部長專任の件
 一、同上事件のため柴山豫科長、山田教務主任、徳生徒主事から提出されてゐる進退伺ひおよび生島學生主事から提出されてゐる辭表をいかに處理すべきか

一、大塚文學部長大學長就任による後任文學部長專任の件
 一、過般湯淺總長らに辭職勸告の血書決議文を提出した法學部學生五名（うち二名は龍城事件のためすでに處分済み）處分の件

など當面の問題處理のほか、學園に横たはる根本的宿弊を除くため法學部教授一部の人事問題についても議せられるもやうである、しかしこの法學部教授の人事問題は極めて重大であるため當日の會議で最後の決定を見るか否かは疑問であるが、結局いはゆる上申組教授二名ないし三名の辭職はほぼ確定的と見られてゐるただこの場合被上申組からも一、二の犠牲者を出すべきであるとの喧嘩兩成敗的な意見が理事中の一部に起つてゐること、湯淺總長以下全學園當局がこれらの意見をいかにして克服し處斷するかは特に興味をもつて見られてゐる』

著者は、十五日の午前十時から比叡山上の叡山ホテルで開催された常務理事會の内容が如何やうなものであつたかを、著者の責任において語りうるやうな地位に置かれてゐないことをば、讀者は諒とせられるであらう。湯淺總長の肅學斷行の意思が如何やうな形で表示され、それを中心として出席の理事諸氏が如何やうな意思表示をされたかの實況を讀者に語りえないことは、まことに心残りではあるが、致し方がない。そこで、著者は、この理事會後、理事會が発表したものとして、都下諸新聞が報導してゐるところによつて、當日の模様を讀者と共に觀察し洞察してみやう。

昭和十二年七月十六日の都下諸新聞は、『上申組教授二三は解職か・同大の肅學方針決定』（大阪毎日新聞）「河原、小林、淺野三氏の辭表を受理・上申組四教授も愈よ罷免？」（京都日出新聞）「同大學園の肅正へ・法學部長の更迭・上申組三教授の解職は確定的」（大阪朝日新聞）などの三段抜き四段抜きの見出しの下にはゆる叡山會議の内容・結果を報導してゐる。讀者は、著者が左に大阪朝日新聞が報導してゐる記事を引用することを許されたい。曰く、――

『同志社大學では過般のチャペル龍城事件に關係した學生二十数名に對し既報の如く處分を發表したが、この機會に學内教授間の對立その他學園に横たはる多年の積弊芟除の根本方針を決定し、かつこれに關する重

要人事の發動を行ふため十五日午前十時から比叡山ホテルにおいて常務理事會を開いた、この會議は特に慎重を期し會議の場所さへも秘して午後七時まで前後九時間にわたつて協議が行はれたがその結果

一、今次の籠城事件の責を負ふて學部部长解任願を提出中だつた河原法學部長を解任、後任學部部长に黒川芳藏教授を任命

一、柴山豫科長以下同事件に關聯して提出されてゐた進退伺ひおよび辭表はその儀に及ばずとして却下

一、かねて辭表提出中だつた淺野庶務部長、常務理事小林正直氏の辭表はいづれも受理に決定

一、去る五月の理事會で専任大學長に内定してゐた文學部長大塚節治氏を大學長兼文學部長に七月十五日附正式任命

以上の人事異動は會議後直に公表された、ただ問題の學園の根本肅正に關しては、「根本方針が確立したのみでその具體的内容はただ今發表の時機でない」として固く内容を秘してゐるが、昨春來の紛糾についての根源と看做されてゐる法學部上申組教授中の中心人物と目される某々三教授の解職はほぼ確定的で、これらについては可及的速かに手續を進め相當有能なる後任者を得て陣容整備のうへ近く發表されるものと推測される、またこの場合はゆる被上申組教授中の一兩名についてもある程度の犠牲を拂はせることもすでに内定してゐる模様であるがとにかく今次の事件をきっかけに湯淺總長が學園肅正の斷行に着手したことは學園の内外から注目されてゐる』

學園肅正の斷行については、七月十五日の常務理事會は根本方針を確立したといふことのみを發表しその具體的内容は嚴秘に附したものの如くであるが、學園當局による肅學斷行の方針が如

何なる線に沿ふて行はれるものであるかについての世の人々の豫想と期待には大した差異はなかつたと見るのは決して著者の獨斷ではなからう。さればこそ、七月十六日の大阪毎日新聞も亦右に示した見出しの下に、肅學方針を次ぎの如く見透してゐる、曰く、――

『かくて同學園のいはゆる根本的肅學の方針については同理事會において審議確定、内容は嚴秘に附してゐるが法學部教授のいはゆる上申組に對して斷乎たる態度で臨むことになつたらしく少くとも先般中島憲兵司令官の調停後においてなほ策動をつづけたと見られる二、三教授の解職は免れない模様で喧嘩兩成敗の意味で被上申組教授中にも一、二ある種の處分が行はれるものではないかと見られる』

また同日の京都市出新聞も右に示めた四段抜きの見出しの下に、曰く、――

『學園今後の肅學根本方針について最後の決定を見た、その決定については學校當局はまだ發表の時期に非ずとして口を緘して語らないが、仄聞するに今回の豫科生籠城事件の黒幕と一般に信じられてゐる所謂法學部上申組の四氏即ち瀨川、村井兩教授、佐藤、土井の兩助教授は罷免されるものの如くである、これは上申組のたのみ網であつた小林常務理事の辭任と河原法學部長の解任から見ても今回の決定を見た肅學への途として當然に想像されるが、被上申組の田畑(目下内地留學中)具島、林の三助教授、宗藤教授らについても罷免には至らずとも或は一二氏につき何らかの處置がなされるのではないかと見られてゐる』

著者はこれ以上いはゆる叡山會議について語るべき資料を持ち合せてゐない。また右に引用したものに現はれてゐる將來への見透しと異つた見透しを付ける根據もない。著者も亦當時は、そ

れ等と大同小異の見透しをもつてゐたし、更に著者は、その時既に、自らを學園更生の人柱に供するに各かであつてはならぬと決意したのであつた。著者は、最後に、いま一つ、豫科生ストライキ事件を契機としていはゆる肅學に第一步を踏み出した學園當局に贊意を表しつつその將來へ大きな期待をかけた人々の聲を代表するかに思はれる一文を左に引用して、この節のむすびに代へやうと思ふ、おそらく讀者は諒とせられるであらう、――

『今度の事件では、學内の一部には（法學部の上申組以外にも）たしかに學園當局に對してあきたらずとする聲はあつた。その不満の聲が勢ひ上申組庇護の形となつて教育部會その他でも現はれたやうだが、今度の鎌倉籠城事件はこれらの人々の認識をも新にする結果となつた。それは關係學生處分については一部上申組以外は殆ど全學舉つて「斷乎處分すべし」との強硬意見だつたことでもおよそ分るのである。かくして、現在では學園全體の空氣は肅學斷行、學園を紛糾に導く暗躍分子の徹底的驅除に歩調をそろへてゐるやうだ。もとより今日でも本部の一部役員に對する不満の聲は全然なくなつたわけではないが、少くもこの際は本部改革の問題などは後廻しとして先づ根本的な、しかも眼前に横はる禍根の芟除に邁進すべきだといふのが大體一致した學内の大勢であるらしい。一時實現困難かとさへ思はれた大塚氏の學長就任も同氏が認識を新にして肅學に協力することになつた證左とも見られるし、上申組の有力なバトロンと看做されてゐた小林常務理事の辭任も、今後の同志社の進路を明かに語つてくれるものともいへよう。いづれにしても學園明朗化のために喜ぶべき傾向である。』（大阪朝日新聞昭和十二年七月十八日京都版カクテール門外一學徒氏「肅學への

拍車』

第三節 具島・林兩助教授の内地留學問題

(一)

いはゆる上申組教授およびその同情者でありある意味での指導者である同志社理事小林正直氏ならびにこれ等の人々の合作としか思はれない各種の十錢パンフレットが例外なく取り上げてゐるもの一つに、具島助教授と著者との内地留學に關するものがある。彼等の言ふところによれば具島助教授および著者の内地留學は、田畑助教授のそれと共に、四月十四日のいはゆる調停條件のあたかも一條件であつたかに響くのである。これまた例によつて彼等の政治的戰術の一つであつたことを讀者は諒とされたい。著者はこの間の事情を物語らねばならぬ。

(二)

四月十四日の調停による上申書事件の一應の解決の後に、五月一日附で、田畑助教授の内地研究員任命のあつたことについては、著者は、既に、第三章第一節において、述べたところである。研究の足りないといふ點においては、著者も具島助教授も田畑助教授と同じであると言ひえ

やう。従つて著者等も亦、適當な時期において内地研究員拜命を自ら希望したところである。しかしながら、著者等の内地研究員拜命が、いはゆる上申組教授の勢力扶殖擴大のための好機として利用されることを、著者等は同志社大學法學部の學問的名譽のために、少なからず憂慮したのである。著者等の憂慮する點は、まさに彼等の狙ふところである。著者等の内地研究員拜命による一定期間の休講、従つて教授會出席の不可能といふことは、彼等が從來最大の武器として來た教授會における均衡勢力の破壊であつて、それは彼等の武器がいよいよ強化され、まさしく百パーセントに彼等の勝利を約束するものである。法學部教授會の彼等による占領・これを通して教授會自治の立前からする反總長運動の合法化・愛校的情熱の下に彼等に反撃し續けた法學部學生審議會委員の處分と彼等の勢力下にある一部學生による審議會の占領・いはゆる國研事件および血書事件における主謀學生を中心とする反總長學生運動の結成の促進とその合法化などなどの學園としてまことに憂慮に耐えない事態を醸し出すことを洞察した者は、決して具島助教授と著者のみではなかつた。著者等は、當面の人として、この點を痛感したのであつた。この點を著者以上に察知して上申組一派が暗躍し・策動したであらうことに氣付かない讀者はおそらく一人もあるまいと著者は確く信じる。著者等は、それが學園更生のためであり法學部發展の一助ともなるの

であれば、たとへ行政處分として内地研究員に任命されやうともこれを受諾することに、決して吝かではなかつた。しかしながら、それが彼等の事態を醸し出すことが餘りにも明々白々であるのに、身の安全のために内地研究員を拜命することはできなかつた。わけでも著者等をして益々その意を堅くせしめたものは、當時における常務理事小林正直氏の暗躍である。小林理事と上申組諸氏の關係については、第二章第五節において、既に一言したところであるが、この關係を最もよく物語るものは、著者等の内地留學問題についての小林氏の動きである。小林理事はまさしく上申組諸氏の同志で、その指導者でもあつた。小林理事をしてその策動を可能ならしめる素地は上申組諸氏が立派に作り上げてゐた、すなはち、既に述べたいはゆる國研事件と血書事件に現はれた反總長學生運動といふ小火と、これを完全に消し留め反總長學生運動を少くとも學部において完全に潰してしまつた法學部學生審議會の愛校運動である。(因みにこの愛校運動についても、小林理事が、調停の名の下に、のしかつたことについては、既に、第三章第三節中において述べて置いたところである)この素地の下に策動した小林理事の動きが、彼等のいはゆる「小林理事の再度調停」といふものである。また、ここで、久方振りに、例の我田引水的一文を左に引用してみやう、曰く、――

「小林理事は學内情勢を憂慮するのあまり各方面と折衝再度調停に乗り出し、解決案としては、

- 一、同志社寄附行爲第四條と新教育綱領とを調和せしむる様一元的に修正すること
- 二、具島、林の兩教授を文部省の要望通り七月上旬迄に教壇から退かしめ、その轉向をはかるため、田畑氏同様内地留學とすること（それに要する費用は小林理事が負擔すること）

右案には大澤理事を始めとして配屬將校、若松、文學部教授、及び豫科評議員教授の全部が賛成し、その實現の一日も早からんことを期待した。然るに湯淺總長は何故か七月上旬迄に具島、林の二教授を移動することは困ると言ひ出し、而しその理由は明示せず、茲に於て小林理事は斷然調停の勞を打切つて歸京した。』（若松華瑤氏著「同志社問題の經過報告」三二頁）

再度の調停か上申組のために途を切り開くためかそのいづれかは知らぬが、この當時小林理事が動いてゐたことは、右の著書が述べてゐるやうに事實である。著者はここで、昭和十二年六月十一日正午の同志社デントン・ハウスでの湯淺總長と大澤理事をまじえての著者等との會見について、讀者に一言傳へて置かねばならぬ。湯淺・大澤の兩氏から著者等は學園の現状を聞き、兩氏の苦衷に感謝し感激したと共に、直ちに著者等が内地留學に出ることが學園に如何に影響するかについて語り、同志社法學部の痛が著者等であると考へになるのであれば、如何やうにでも取扱はるとも致し方はないが、學園の痛は、まさに、世の人々が正しく認識してゐる如く、上申組一

派の教授諸氏ではないかと述べ、彼等に對して適當な處置の採られない限り、學園防衛のために著者等は内地研究員を拜命し難いことについて誠意を披瀝したのであつた。兩氏は著者等の言を聴取されたのみで、何等意見は述べられなかつた。小林理事の常務理事辭任が傳へられ、寄附金五萬圓の取消や、大學學友會語學部に同氏が寄贈されてゐた小林カップの返還方を申出られたことなどが、學園人の話題になつたのは、それから間もないことであつた。

(三)

七月十五日の常務理事會が、法學部刷新人事行政について何を決定したかは、著者の知りうるところではない。しかしながら、具島助教授と著者が七月十六日附をもつて内地研究員に任命されたことは事實である。ただこの任命と任命辭令の交付との間に二週間程の時間的間隙があつた。著者は、著者の内地研究員の拜命は非常時同志社の難局打解に役立ちうるであらうとの固い信念の下に、八月三日辭令の交付を受けるや、直ちに東京へ旅立つたのであつた。具島助教授は感ずるところあり任命辭令を受取ることを拒否すると共に、黒川法學部長を通して、退職願を提出されたのであつた。同助教授はそうすることが學園のためでありまた自己を活かす唯一の途であるとして行動されたものであらう。人各々その志を異にする、ただ著者としては、至誠もつ

て學園同志社のために喜びを共にし憂ひを分ち、眞理を歪曲し學問を冒瀆する人々から大學の本質を護り、同志社を彼等の破壊運動から防衛するために、過去十年に近い間、すべての點において行動を共にして來た同助教と、この最後の一事において行を共にしえなかつたのは、まことにもの淋しい思ひがする。何が著者等二人の行動を別異ならしめたのであらうかを回想するときまことに、感慨無量のものがある。やがて八月十二日の常務理事會では、著者等二人は形の上では全く同じく依願退職として學園を追はれたのであつた。

第四節 八月十二日の理事會

(一)

昭和十二年八月十二日は、著者が同志社大學法學部卒業後、十年に近い間住みなれた學園同志社を去らねばならぬことが決定された日である。學園同志社では、その日午後二時から同志社榮光館會議室において常務理事會を開いて、肅學に關する人事を中心に、同日午後七時過ぎまで協議したものである。八月十三日の都下諸新聞がこれを報じてゐる。諸新聞の報導するところによれば、他の人事はさて置いて、法學部刷新人事については、依願解職——教授瀨川次郎、同

村井藤十郎(以上上申組)助教具島兼三郎、同林信雄(以上被上申組)、休職を命ず——教授河原政勝(上申組)助教田畑忍(被上申組)と決定した、そしてその理由とするところは、「學内人事行政上の都合により」といふのである。これが昭和十一年春の古屋・野村兩氏退職から端を發し、近くは昭和十二年春の上申書事件から豫科生ストライキをもつて頂點とした同志社紛争史の最後の一頁である。世の人々はこれを呼んでいはゆる喧嘩兩成敗的處分といふ。

八月十三日の都下諸新聞・わけでも京都日出新聞と京都日日新聞とは、共に五段抜きの見出しで、その紙面の殆んど半ばをこの處分についての記事のために費してゐる、前者は、「同大肅學に大波瀾」といふ木版横刷の大見出しの下に、「懐らぬ”喧嘩兩成敗”湯淺總長苦境に立つ・上申被上申三名づゝを處分・果然沸きおこる物議」といふ見出しを附し、後者は、これまた「同志社の颱風去らず」といふ木版横刷の大見出しの下に、「支離滅裂の肅學工作に總長四面楚歌の中へ」といふ見出しを附して、八月十二日の同志社常務理事會の模様を報導したのであつた。そしてこの兩紙には共に、「斷乎行動せん・上申組三教授が聲明す」(京都日出新聞)「不當處分に團結對處す・上申組聲明書發表」(京都日日新聞)との小見出しの下に、河原・瀨川・村井三氏の聲明書を掲げ、京都日日新聞には、更に、右三氏の聲明書と全く同趣旨の聲明が土井・佐藤兩氏の談話の形

式で發表されてゐる。

130

(二)

八月十二日の同志社常務理事會の肅學人事の發表は、大きな反響を呼んだ。赤誠會とかいふ右翼團體の總長彈劾決議文(八月十三日京都日出新聞)や、若松華瑤氏の總長辭職勸告文(八月十三日京都日日新聞夕刊)などはしばらく置くとするも、大阪朝日新聞京都版カクテルに現はれた數篇の批判文は、これ等の批判文の筆者が、從來、同志社における反總長運動に對して反對的立場に立つて湯淺總長のために、學園同志社のために、直接的なあるひは間接的な・積極的なあるひは消極的な・支持と援助に各かではなかつた人々であると考へられるだけに、著者の胸を打つものが大きい。八月十五日には、早くも、「肅學風景・安打と凡打」と題して、門外觀氏が、京大と同大の肅學を比較検討し、「今回の處断は全く根本方針において、ぐらついてしまつたもので、學内の總長支持派はもとより一般識者の期待を裏切つたのである。湯淺總長には最早肅學断行の力も熱意もないものとして失望するのほかはない」と述べ、八月十八日には、同大校友・岡田庄三郎氏が、――

『今春來打續く同志社運動は、教育界稀に見る惡質のものあるは識者の汎く認めるところである。その禍根

たる學内の上申組を清掃し、斷乎肅學を断行すべきは當然のことである。上申組の行動は最早論外である。日本精神の實踐者なりと自稱しながら、同僚の私行を暴きその排斥に狂奔する彼らではないか。一部學生の總長に對する辭職勸告、豫科生の鐘城事件にも一脈の關係なしとは何人も保證し得ないところだらう。吾人はかかる人々を一掃することに意義を認めて同志社當局の支持鞭撻を惜まなかつた。湯淺總長も拔本塞源的肅學の断行を聲明せるをもつてそれを諒とし多大の期待を持たたのである。しかるに今回の處分發表をみて、茫然たるものだ。上申組の解職は僅か二名、一名は休職といふ手温さであり、一方湯淺氏自身處分の理由なしと言明せし被上申組の兩氏を罷免するに至つては沙汰の限りだ。肅學とは總長の地位擁護かといひたい。喧嘩兩成敗といふ御都合主義の俗論に屈服して眞摯な學徒の兩氏を失つた湯淺總長は、良心的に自殺したと斷言するに憚らぬ。湯淺氏の豹變は忠實な學内外の支持派の信頼をも失つた。日和見的妥協策は自己の墓穴を掘るものだ。漁夫の利を得て、ほくそ笑むものは新大學長大塚氏一派のみだらう。湯淺氏の無良心的豹變は轉落しゆく學園の荒廢に拍車をかけた。大學とは名のみ貧弱きはまる同大の教授スタッフを眺め、若き學生諸君の心事に想到して吾人は暗然たらざるを得ない。湯淺氏は今後ともよりよき大學再建といふお得意のヂエスチユアを使ふであらうが、すでに肅學の第一歩において根本方針を誤つた彼には左様なことをいふ資格がない。學界の期待を裏切り忠實な部下を見殺して平然たるこの總長の下にどうして優秀な學徒が集るものか』

とこの處分に慨嘆の言を吐き、八月二十日には、瀧川幸辰氏も亦「上申組にも被上申組にも私の友人がある。私の感情は雙方とも傷つかずに事済みになることを希望するが、私の理性はどこ

までも理非を正すべきことを要求する。無関係の私はくはしい事情を知る由もないが新聞その他によつて知る限りにおいて理非は極めて明瞭である」と前置きして、――

『私は當然に上申組が誠首せられることを學界のために期待してゐた。多少の困難もあつたやうだが、いはゆる叡山會議の結果、ほぼ上申組を處分することに確定したといふ新聞記事を見て、いよいよ豫期通りに事が選ばれたことを知り、學界のために喜んだのであつた。ところが八月十二日の夕方同日の理事會で決定せられた處分を知り失望した。否失望を通り越して啞然となつた。上申組および被上申組の雙方から二人づつの退職者と一人づつの休職者を出してゐる。これでは何のための處分か全くわからない。人は喧嘩兩成敗を口にするかも知れない。武田信玄以來喧嘩兩成敗の法度は武家法の一部を構成してゐる。が、これは武人にあるまじき失態が雙方にあることを前提として、その限度において行はれたのである。理非が明瞭なのに拘らず兩成敗に付するといふ法は絶対にない。同志社は學園である。學園は理論と共に立ち共に倒れる。同志社が理論を捨てて非理に屈したことは學園の名譽を捨てたものである。』

と失望すると共にいはゆる喧嘩兩成敗がもつ學園史的義意を明らかにしてゐる。

(三)

著者の同志社大學における學者的生活は終つた。八月十二日の常務理事會が、著者等の處分について、世の人々の、わけても學界人の、批判の前に自らをさらさねばならぬやうな決定に、如

何なる過程を経て、到達したかは、著者の知る由もないことである。しかしながら、著者の推察にして誤りなしとすれば、湯淺總長は、おそらく、この上もない苦境に立つたものと思はれる。教育者としての學者としての總長と行政官としての總長といふ二重的性格をもたざるをえない湯淺氏の苦衷は察するに餘りあるものがある。湯淺氏はおそらく前者の立前において理非の別を明らかにして處置したかつたに違ひない、しかし湯淺氏がその立前から肅學を斷行し理事會の掩護の下に世の正論を有形無形の味方として堂々の陣を張るには、當時の同志社は、その主體的條件に缺くるところがあつたと見るほかはない。著者は徒らに湯淺總長を庇護しやうとするのではなく、またこの「理論を捨てて非理に屈した」いはゆる喧嘩兩成敗的處分を正しいものとして是認しやうとする意圖は毛頭ない。従つて、著者は、八月十二日の處分については、世の多くの人々が批評した如く、學園當局従つて湯淺總長は、大學はかくあるべきもの、かくあるべからざるものといふ點についての明確な認識を缺いた面をもつてゐたことを否定しはしない。しかしながら、これは一人湯淺總長の責にのみ歸せらるべきものであらうか。世の批評家の言ふが如き理由で湯淺氏が總長職を引責辭職すると假定すれば、一體、次代同志社は如何なる人によつて主宰されるかをば、著者は讀者と共に眞面目に考へてみたいのである。著者は悲觀論を唱へるほかはない。

現在の同志社は人多くして人なき同志社である。されば、著者は、湯淺總長こそ、こうした現状の下にある同志社において、消極的にはあるにせよ、同志社的なものを護りうる最後の總長であるといふことを確認しつつ、この貧しい著者の闘争に關する走り書き的覺え書きの筆を擱く。

(完)

追記——湯淺總長の辭意表明を知りて

著者は、この書の末尾において、湯淺八郎氏は色々な意味で同志社的なものを護りうる最後の總長であると述べた。ところが、過般、昭和十二年十二月十四日の都下諸新聞夕刊は、この總長の辭意表明・緊急學園評議會開催について報導した。同志社は遂ひに來るところまで來てしまつたと愕然とした。

思へば、その事務取扱時代を加へての湯淺總長在任の三年有半は、總長としては、荊棘の道であり、學園同志社としては、まことに未曾有の苦難の歲月であつた。往年の同志社大學の復活・再建のために同志社に骨を埋めるの確固たる決意の下に就任以來、湯淺氏が、内外相呼應する學園破壊運動に對して、隱忍自重よく頑張り續けた學園明朗化のための悲壯なる努力に對して、著

者は、いま、衷心より敬意を表する次第である。昭和十二年春三月に同志社新教育綱領を制定して、この綱領による眞の同志社精神の發揚を念願し、自らそれを實踐し、新島精神による全同志社人の大同團結・至誠奉公のために身を捧げ、同志社百年の大計實現のための財政的基礎の確立を目指しては、いはゆる二百萬圓募金を計畫し、そのための文字通りの東奔西走、そのいづれも未だ充分なる實を結ばないうちにこの悲痛な退陣である。おそらくは、斷腸の思ひをもつて辭意表明を決意した湯淺氏が、「私の今度辭めた理由は決して一部の人々のいふやうに極右團體の策動や、いはゆる上申組の排斥に乗ぜられたものではない、大義名分にもとらぬやう行動したまでです」(昭和十二年十二月二十日京都日出新聞夕刊・二十一日大阪朝日新聞)との歸洛談に窺はれる湯淺氏の心境に對して、心からなる同情を捧げない者があらうか。

十二月二十三日都下諸新聞は、昨日緊張裡に開かれた同志社理事會が、湯淺總長の退陣を惜む各地校友・校友團體からの留任懇請文や激勵電報の飛來に感激し感謝しつつも、湯淺氏の慰留勸説は至難であるとの結論に達し、その辭表を受理した旨を報じてゐる。湯淺氏は、遂ひに、同志社を去るのである、著者をして言はしむれば、氏も亦同志社紛争史上における尊い犠牲者の一人となつたわけである。

著者の敬愛する眞摯な全同志社人よ、我等の湯淺總長のこの悲痛な退陣をして決して大死に
 終らせてはならぬ、我等はこの敬慕すべき一先輩の尊い犠牲・悲痛な退陣を契機として、我等の
 心の故郷・教育報國の精神に基礎づけられたる我等の同志社・をその自潰過程から救ひ出し、ま
 た、内外相呼應する學園破壊運動に對する學園防衛戰線を擴充し強化せねばならぬ、我等は打つ
 て一丸となり、校祖新島先生の遺訓を實踐し高揚し、まこと正しい日本精神に生き、盡忠報國の
 至誠を致すと共に、祖國日本の・進んで世界の・文化的向上のために役立ちうる大同志社建設の
 ために、肩組み合せて限りなき前進を続けやう。

—昭和十二年十二月二十三日—

昭和十二年十二月三十日印刷
 昭和十三年一月五日發行

定價 五拾錢

著作兼 發行者 林 信 雄
 京都市左京區下鴨宮崎町一ノ十二

印刷者 福井 松之助
 京都市中京區柳馬場通三條南

印刷所 株式會社 似玉堂
 京都市今出川通寺町西入

發賣所 宮崎書店

支店・京都市河原町今出川角
 電話⑤三九四六
 振替京都四七六





